

厚岸町議会 第1回定例会

平成20年3月7日

午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成20年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番岩谷議員、13番室崎議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
初めに、11番、大野議員の一般質問を行います。
11番、大野議員。
- 大野議員 皆さん、おはようございます。
平成20年第1回厚岸町議会定例会において、さきに通告してあります通告書のとおり
に質問をさせていただきたいと思っております。
まず、基幹産業の酪農についてであります。
厚岸町の酪農・畜産は、専業農家を主体とした中で生産性の高い経営が展開されてお
り、食料の安定供給、国土・環境の保全、地域経済の維持発展等において重要な役割を
果たしております。しかしながら、近年における配合飼料価格や石油価格の高騰等によ
る生産コストの急激な上昇は、酪農・畜産経営に大きな影響を与えており、経営の悪化
に伴い生産現場は危機的な状況にあると言っても過言ではありません。
世界的なバイオエタノールの需要の急増や石油価格の高騰に伴う配合飼料価格等の生
産資材費の上昇は外的要因によるものであり、生産現場での努力の範疇を超えたものと
なっております。自給飼料の増産並びに生産コスト上昇分の食品価格等への適切な反映
については重要な取り組みですが、一定の時間を要するものであり、危機的な状況にあ
る酪農・畜産経営を早急に立て直すため、再生産の確保並びに経営安定に資する有効な
施策の確立が極めて重要となっております。
食の安全・安心の確保を踏まえた畜産物の安定供給に向けて、生産現場では今後とも
さらなる努力を傾注していく決意ですけれども、その中心的役割を果たしている生産者
が将来展望を持って安心して営農に取り組むことができるよう、総合的かつ実効性のあ
る施策の早期確立に向けて要望するものであり、その結果、平成20年の生産者補給金価
格、加工原料乳の補給金価格が決定をいたしました。11円55銭、前年対比1円アップで
ございます。さらに、その前にホクレンと、北海道は生乳指定団体ホクレンでございま

すから、ホクレンと乳業メーカーが交渉して5円10銭の値上げを確定しております。計6円10銭で、農家手取り6円には満たないかもしれませんが、そのくらいのアップで決まりました。

けれども、昨年の生産コストは10円を超えるコスト上昇になっており、残りの4円の差額をどう埋めていくかというのが課題でしたけれども、6円にとどまったということでございます。決して依然として厳しい状況にあることには変わりありません。

そこで、アとして、町としてはどのように受けとめているか、イとして、経済的支援対策など何らかの施策を打てないか、ウとして、今後、飼料用トウモロコシが見直されて作付面積増が予想されるが、町としてどうとらえているか、また、それに対する支援策などはないのかを質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

11番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、平成20年度の乳価が決定したが、依然として厳しい状況にある。町としてはどのように受けとめているかについてであります。18年度から3カ年とする抑制的な生乳の計画生産から、昨年の春には一転して増産の指示が出され、生産者は戸惑いながらも生産を続けております。また、急激な国際情勢の変化に伴う配合飼料や生産資材等の高騰により、生産コストの大幅な上昇によって経営費が押し上げられ、農家所得を低下させておりますが、各酪農家は将来展望に大きな不安を抱え、生産意欲が衰退するのではないかと懸念いたしております。

このような酪農情勢の中、本年2月21日に平成20年度の畜産・酪農対策が公表されました。この内容を見ますと、さきに合意した乳業メーカーへの乳価引き上げに今回の対策を加えても、酪農家の皆さんが要望した生産経費の上昇分に届かない結果となり、引き続き、今後の経営になお不安を抱いたままの状況であると認識しております。

次に、経済的支援対策など何らかの施策は打てないのかについてであります。国は、酪農家の所得低下を踏まえて、中長期的な経営安定化に向けての追加対策について、5月末までに具体的な方針を示すこととされています。

その内容は、配合飼料価格の安定として、家畜の餌となる飼料上昇分の一部を補填する制度の見直しや生産コストの適正な価格転嫁として、生産コスト増加分を畜産物価格に転嫁する仕組みを検討する。さらには、自給飼料基盤強化策として、輸入の配合飼料に頼らず地元で飼料を生産調達する仕組みを検討する等の振興対策であります。町といたしましては、これら強化策の具体化と予算化の推移を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、今後、飼料用トウモロコシが見直され作付面積増が予想されるが、町としてどうとらえているか、また、支援策はないかについてであります。飼料用トウモロコシの作付は、牧草に比べ多収穫で高い栄養価を持つことから、乳牛の体調維持や乳質の安定につながり、この輸入穀物が急騰する情勢下においては、飼料の自給率を上げるとともに生乳の製造コストを下げ、農家所得を確保する重要な取り組みであるととらえてい

ます。

当町におきましても、農地の有効利用と自給飼料の向上対策として平成17年度から飼料用トウモロコシの栽培拡大が試みられ、毎年栽培面積が拡大されている状況にあり、平成20年度は80ヘクタールを超える作付が予定されております。

また、支援策についてであります。自給飼料の確保に向け、これまで国が行っている事業制度に加え、今回の畜産・酪農の政策価格及び関連対策の中にも配合飼料価格安定制度が緊急対策として盛り込まれますので、町独自支援につきましては、今後、国の施策を見きわめながら判断してまいりたいと考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 ただいまご答弁いただきまして、どうもありがとうございます。

また、町長、議長におかれましては2月の乳価の際の中央要請等にご尽力いただきまして、まことにありがとうございます。

そこで、現状をどうとらえているかというのは、ただいま町長の答弁にあったとおり、確実にしっかりとらえているなというのはわかりましたので、次の経済的支援対策、これは何か打てないのか、管内他町村でも、隣町浜中町とか鶴居村とか、生産量に応じてキロ幾らとかの補助というか交付金というか、出しているわけですが、財政難のことはよくわかります。

そこで、農家の努力も今後一層コスト低減に向けてしていかなければならないというのはわかるんですが、町としてどんな、これから5期の計画を策定するわけで、その中に盛り込んでいけないとか、また、当町では昨年末から今月末にも1戸の営農休止が予定されておるというか、なっております。計4戸で生産量にして約2,500トンの減になる。これは残っている農家では多分カバーしきれない数値でございます。そこで、農地はもちろんのことその分余ってくるだろうし、これをどうやって解決していくか、農家の規模拡大もさることながら、多分、今の現状ではなかなかそうはいかないのかなという思いもでございます。そこで、委員会としても町としてもどうやって対応していくか、農家個々もそうですけれども、お聞きしたいなど。

さらには、やはり土地が余ってくる、生産量もふえて農業経営自体も厳しくなってくるということで、新規就農等を考えられないか。新規就農には、やはり酪農は先行投資だといわれます。すごい多額の投資額ですので、なかなか新規といえどもすぐ入植はできない。そこで、町として今後どうやってそれを受け入れる体制づくりをしていくか、考えがあるのかなのか。また、隣町とか別海町では研修牧場がございます。厚岸町において研修牧場をつくれとは言いませんけれども、それぞれの牧場でやはり新規就農の後継者をつくっている。そういう目的から、そこに何らかの資本を出しておいて、そこから引っ張ってこれないとか、いろんな方策は考えられると思うんですが、いかがなものかなと。

それと、自給飼料の増産対策で、昨日の新聞にも、道新にも掲載されましたとおり、

国産飼料資源活用促進法の対策事業で、多分、我々個々の酪農家には対応できないのかな、飼料用作物以外の畑とか遊休農地にトウモロコシをまいた場合、ヘクタール12万円の交付をするという事業内容でございます。総額12億1,700万円の予算がついておりますけれども、そういう事業、昨日多分報道になって、取りまとめが何か15日までとか、すごい期間の短い期限でございますけれども、そういう対応という、多分ないと思うんですけれども、どう思うのか。その事業等を詳しくわかれば教えていただきたい。

以上でございます。第2回目の質問といたします。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまの2回目の大野議員のご質問でありますけれども、まず、1点目の遊休地の対応、それから町の支援策、そういったものがないかというご質問であります。

まず、町の支援策の関係につきましては、1回目のご答弁でも申し上げましたけれども、5月末の国の対応を見きわめた上で、これらの対応について検討してまいりたいというご答弁でありましたけれども、それらに加えて、町は、こういった酪農関係についてはこれまでも支援をしてまいっております。これまでの施策については、安定的な基盤づくりと、それから生産関係ということで、これまで草地整備の関係、あるいはそういった畜舎等、そういった整備も行っていました。さらには、町営牧場がございますけれども、これについては町営牧場で育成部門、これまで昭和40年台後半からずっと育成部門を町は担当してまいりまして、これらの充実ということでしていただければなど。今後、農家の方もそういった町営牧場をどんどん活用する、そういうことと、あとは草地整備、そういった既存の整備を利用していただければということでございます。

それから、町営牧場の活用ということで、これまで、そういった繁殖効率を向上させるということで、町営牧場、これらを利用していただければ生産コストの削減にもつながってくるのかなというふうに思います。

それから、自給飼料の確保についてでありますけれども、これまでの外部の依存度をこれからどんどん少なくしていくことが必要なのかなというふうに思います。それには輸入の飼料の割合をどんどん下げていく、そういったことで、そういった配合飼料に頼らない、農家の生産コストを下げるということでございます。

北海道の酪農畜産協会の調査によりますと、牧草などの自給飼料をどんどん高めるとした場合、1頭当たりの乳量は確かに下がっていきますけれども、コストが下がって所得率が逆に上がるというデータもございます。そういったことを考えますと、外部に頼らない自給飼料に向かっていく、そういった経営方針のほうに変えていくというほうが、農家にとっては今後有効なコストの削減策になるのではないかと、そういうふうに思っております。

それから、先ほど新聞での報道、昨日の新聞だと思いますけれども、単年度に限って、昨年に牧草とかそういった穀物飼料をやっていない農地について、国は1年に限りヘクタール当たり12万円を補助します、そういう内容であったかと思います。これらについ

ては、まだ詳細はわかりませんが、遊休農地は、去年たまたまその農地を使っていないところが対象になるのではないかなというふうに思っていますので、それは遊休農地の対策にもなりますし、そういった遊休農地の掘り起こしにつながってくる、有効活用につながってくるということでもありますので、これらについて、単年度、一つの大きなチャンスなのかなというふうに思っていますので、これらの施策について詳細にわかれば、それらについて情報を提供していきたいなというふうに思っています。

それから、新規就農者の関係についてのお尋ねでありますけれども、厚岸町は、平成3年だと記憶してございますけれども、新規就農者の誘致条例ということで条例化をしているところです。新規就農者の奨励をしてございます。これらについては、詳細については奨励金とそれから融資補給になっております。5年間にわたってのこれらの酪農者に対して、新規就農者に対しての支援をまいっております。その5年間トータルいたしますと1,000万円以上、1,000万円単位の町の支出が伴うということでございます。それについては近隣の市町村と遜色のない施策というふうに考えております。

本来であれば、別海町とか、あるいは浜中町のような研修牧場が、そういうことがあればいいんですけれども、厚岸町の場合はそれらの新規就農者の研修牧場ではありませんけれども、誘致条例をもって新規就農者対策を行っているということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 ただいま、課長から詳しい答弁をいただきましてありがとうございます。

3回目の質問、最後ですけれども、町としての今の新規就農の問題、支援制度、5年で1,000万円を超える支援をしますよと。ただ、厚岸町、前例があるのかないかちょっと、あるのかな、過去何年間か、大分前に多分、ちょっとわかりませんが、その辺また教えていただきたいのと。

先ほど言いましたトウモロコシの作付、道新の掲載記事なんですけれども、遊休農地の活用とはいえども、今現在、遊休農地になっているようなところにトウモロコシはまけませんよね、多分。効率が悪くてまけないとか、離れ地で経費がかかるから、多分、飼料生産のためにそこまで行って、かなりトウモロコシは多額の経費がかかりますから、1ヘクタール当たり30万円超える、寒冷地仕様ですとビニールをかけなければならないので30万円を超える経費がかかる。そうすると、そんな遊休農地の不便なところには多分まけないだろうと私は思うんですけれども。

だから、実際この道東地区、ここは中山間地域の指定のところでもございます。経営に対して、土地の有効活用ができないような山合いとか傾斜地とかに対する補助金も出ておりますので、多分、十勝みたいな真っ平な畑に全部がまくというのはその対象外でございますし、だから、多分この辺には沿ってない事業が、国全体で考えますから、ここだけの事業というわけにはいきませんが、やはりここに沿った事業の内容を国とかに要望していただいて、少しでも現場に合うような形で施策を打っていただきたいなど。最後になりますけれども、その辺のところをよろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狹町長） 私からは総体的な決意を申し上げ、さらにはまた、新規就農の実績、また遊休農地の関係については課長から答弁をさせます。

お話ございましたとおり、酪農は基幹産業でございます。厚岸町の経済を大きく支えているわけございまして、今日まで、農協と連携しながら、その振興対策を講じてまいってきました。しかしながら、第1回目の答弁でお話いたしましたとおり、今日は大変厳しい酪農状況にあるわけございまして、その認識を持ちながら20年度の乳価交渉、さらにはまた酪農・畜産対策について国に強く要請をいたしたところでございます。

厚岸町といたしましても、個々の酪農家の所得の安定確保、そしてまた酪農の振興・発展のために今後とも全力を尽くしてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 先ほどの新規就農者の実績の関係ですけれども、トライベツ地区1件、それから別寒、高知地区ですけれども2件、それから尾幌地区1件、それぞれ新規就農者誘致条例に基づいて4戸入植をされてございます。

それから、自給飼料の関係でありますけれども、既存の制度は草地協会からヘクタール6万円ということで、一定の面積についてそういった補助制度がございます。昨年からマルチのじゃない新しい品種を試みて栽培しておりますので、これまでのまるっきり寒冷地でここではできないという品種ではありませんので、その辺広く活用していけるのかなというふうに思っています。

それから、先ほども言いましたけれども、昨日の新聞の関係については、まだ詳細が入ってございませんけれども、それら、先ほど大野議員がおっしゃいました、もっと活用しやすい方法でというお話でありますけれども、私も同感でありますので、それらについて、今後そういった機会がございましたら、町長を先頭にそういった要請活動を考えていくのも、そういった機会があったら要請活動を行ってみたいということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 以上で本定例会に通告ありました6名の一般質問を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、議案第20号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狹町長） ただいま上程いただきました議案第20号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に基づき、

現在 5 人の委員を任命させていただいておりますが、このうち、渡辺優委員につきましては本年 3 月 31 日をもって任期が満了することになります。

したがって、同法第 4 条第 1 項の規定により、本町の首長の被選挙権を有し、人格高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町住の江 3 丁目 159 番地、氏名、渡辺優。生年月日、昭和 16 年 6 月 5 日、性別、男、職業、無職であります。

以上、簡単な説明でありますが、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。厚岸町議会会議運用内規 54 にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

●議長（南谷議員） 日程第 4、議案第 21 号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第 21 号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条に基づき、現在 5 人の委員を任命させていただいておりますが、このうち、池田治委員が本年 3 月 31 日をもって委員を辞職することとなりました。

したがって、後任について同法第 4 条第 1 項の規定により、本町の首長の被選挙権を有し、人格高潔で教育、学術及び文化に関して識見を有する方を新たに任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

新たに任命する方は、議案書 2 ページに記載のとおりであります。住所、厚岸郡厚岸町松葉町 3 丁目 59 番地 1、氏名、濱秀利。生年月日、昭和 35 年 11 月 18 日、性別、男、職業、会社役員であります。

なお、参考といたしまして、新たに任命いたします濱氏に関しまして経歴など 3 ペー

ジに記載しておりますので、ご参照願います。また、本委員の任期は、同法第5条第1項の規定による補欠委員となることから、前任者の残任期間である平成21年12月23日までとなっております。

以上、簡単な説明でありますが、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第5、議案第22号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第22号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に基づき、現在5人の委員を任命させていただいておりますが、このうち、斉藤章彦委員が本年3月31日をもって委員を辞職することとなりました。

したがいまして、後任について同法第4条第1項の規定により、本町の首長の被選挙権を有し、人格高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する方を新たに任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

新たに任命する方は、議案書4ページに記載のとおりであります。住所、厚岸郡厚岸町真栄1丁目53番地、氏名、平良木宣行。生年月日、昭和36年2月3日、性別、男、職業、会社役員であります。

なお、参考といたしましては、新たに任命いたします平良木氏に関する経歴などを5ページに記載しておりますので、ご参照願います。また、本委員の任期は、同法第5条第1項の規定による補欠委員となることから、前任者の残任期間である平成20年10月22日までとなっております。

以上、簡単な説明でありますが、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

●議長（南谷議員） 日程第6、議案第23号 釧路支庁管内町村公平委員会規約の変更に
ついてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第23号 釧路支庁管内町村公平委員会規約の変更ににつきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

釧路支庁管内町村公平委員会は、釧路市を除く管内7町村及び5つの一部事務組合により、地方公務員法第7条第4項の規定に基づいて共同設置されております。この執務場所は、これまで釧路支庁内の管内町村会事務局と同じところに置かれ、ここに配置いたしました釧路町職員1名が専任で事務をとり行っておりましたが、各町村における行政改革の推進と相まって人件費負担の軽減を図るという目的のもと、先般、管内町村長の協議によりまして、当分の間、白糠町役場を執務場所として、当該公平委員会事務を補助する職員には白糠町職員を兼任で充てるということになりました。

このため共同設置規約に変更が生じますので、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、共同設置している関係地方公共団体との協議をいたしたく、同条第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の7ページが釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の改正内容でございますが、このほか、お手元に資料で配付いたしております釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更新旧対照表をお配りいたしております。これを参考にしていただきたいと存じます。

まず、第3条でございますが、執務場所を「釧路支庁内」から「白糠町役場内」へと変更するものでございます。

第4条は、公平委員会委員を選任する者を「釧路町長」から「白糠町長」へ変更するものでございます。

第5条は、事務を補助する職員を「釧路町職員」から「白糠町職員」へ変更するものでございます。

なお、冒頭で説明いたしましたとおり、公平委員会の補助職員につきましては、これまでの職員の専任配置を改めるため、定数1の字句を削る内容になってございます。

第6条は、公平委員会に要する経費負担に係る規定であります。従来は、各町村等の職員数による負担割合でございました。これを関係町村長及び組合長が協議して定めることに変更をするもので、また、負担金の納付先も「釧路町」から「白糠町」へと変更しております。

なお、この公平委員会に要します経費につきましては、平成19年度予算では全体で約960万円であり、このうち厚岸町の負担金は約182万円でありました。今後、白糠町職員が兼任で事務執行に当たることによる人件費の減によりまして、平成20年度の必要経費は約38万円へと大幅な減少になります。このため、各町村及び事務組合の負担金につきましては、すべて均等の負担とすることに協議済みでございます。これによる厚岸町の負担金は平成20年度で3万2,000円になるものでございます。

次に、第7条から第12条までの改正でございますが、新旧対照表に記載のとおり、執務場所及び公平委員会専任の兼任者への変更によりまして、「釧路町」の文言をすべて「白糠町」に変更するものであり、また、第8条で規定する予算執行の方法についても、特別会計から一般会計での処理へと変更することにしております。

次に、議案書8ページにお戻り願いたいと思いますが、ここに記載の附則についてでございますが、第1項は、一部改正規約の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

第2項は経過措置でありまして、現在在任している公平委員は、改正後の規約の規定において選任された委員とみなし、その任期を継続する旨の規定でございます。

以上、簡単な説明であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 各町村の負担については今説明あったんですが、一部事務組合はどういうふうになりますか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 一部事務組合につきましても、今後はすべて均等割ということで1地方公共団体の扱いになりますので、町村と同じレベルでの均等割、つまり3万2,000円の金額ということになります。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第7、議案第24号 消費生活相談等の事務の一部委託についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（北村課長） ただいま上程いただきました議案第24号 消費生活相談等の事務の一部委託について、提案の理由をご説明申し上げます。

消費生活を取り巻く環境は、食の安心・安全に対する不安感や消費物価の高騰などにより著しく悪化しております。さらには、振り込め詐欺や架空請求などの詐欺行為、点検や催眠といった悪質商法は依然として後を絶たず、年々、複雑・巧妙・多様化しております。このため、町においては被害の未然防止や相談窓口として苦情処理を行ってきておりますが、高度の専門性や広域の見地が必要な苦情については、釧路支庁消費生活相談所や道立消費生活センターに処理や斡旋をお願いしておりました。

こうした中、北海道は、消費生活相談体制の基本的考え方として、住民に身近な市町村が1次的相談窓口として苦情処理を行い、道は高度専門的、広域的な苦情処理を行うとして、道センターの機能を強化し、各支庁に設置しておりました消費生活相談所と相談員を平成17年度で廃止し、市町村相談窓口への助言指導を行うため、各支庁に消費生活相談推進員を経過措置として配置してきました。しかしながら、消費生活相談は、年々、高度・専門、あるいは広域の見地からの相談処理が求められており、これら処理対応について、釧路市を含む釧路支庁管内8市町村で消費生活に関する広域相談体制整備について検討を重ねた結果、専門的な相談員が配置され体制が充実している釧路市に消費生活に関する相談及び苦情処理の斡旋の一部に関する事務を委託しようとするものであります。

事務の委託については平成20年4月1日開始を予定しておりますが、釧路市への事務の一部委託に当たっては、地方自治法第252条の14第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。議案書10ページをお開き願います。

釧路市と釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町の消費生活相談等の事務の委託に関する規約について、内容をご説明いたします。

第1条の委託事務の範囲等では、消費生活に関する相談及び苦情処理の斡旋の一部に

関する事務の管理及び執行を鉏路市に委託することを規定しており、第2項では、相談の事務の範囲を、各町村の住民が鉏路市消費生活センターに申し入れた消費生活相談等に関する事務と定めております。

第2条の委託事務の管理及び執行方法では、受託先の鉏路市の条例、規則その他の規程の定めによることを規定しております。

第3条の経費の負担では、委託事務の管理及び執行に要する経費は各町村の負担と定め、第2項では、その負担の額は均等割額及び相談件数割額を合算した額とし、第3項では、前2項に定めるものを除くほか、負担金の算出及び納入等について必要な事項は鉏路市長と各町村長が協議して定めることを規定しております。

第4条の決算では、受託先の鉏路市長が決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を各町村長に通知することを定めております。

第5条の連絡会議では、委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期連絡会議を年1回開催することを定め、その他必要があると認めたときは臨時に連絡会議を開くことを規定しております。

第6条の条例の制定改廃等では、受託先の鉏路市において委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定改廃した場合は、直ちに各町村に通知することを定め、第2項では、各町村は前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表することを規定しております。

第7条の委託の期間では、事務委託の委託期間を1年間とすることを定めております。ただし、各町村長から委託廃止の申し出がない場合は、委託期間をさらに1年間継続することを規定し、第2項では、委託廃止の申し出は委託期間満了の6カ月前までに書面をもって鉏路市長に行うことを規定しております。

第8条の委任では、この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は鉏路市長及び各町村長が協議して定めるとしております。

附則では、この規約の施行期日を平成20年4月1日に定めたものであります。

以上で消費生活相談等の事務の委託に関する規約の説明を終わらせていただきます。大変雑駁な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 2年か3年前に道が消費相談室を吸い上げるというか、道に一本化するということから今回この実施に至っているわけなんです。道の現場機関というか現地の機関では鉏路支庁が今まで対応してきたというふうに、それは間違いないと思います。今までは、厚岸町の住民がかかわるというか、そういう相談事があった場合は、それに係る経費はすべて道だというふうに、道が負担していたというか、道が窓口となっていたわけですから、それについては厚岸町が負担するということではなかったと思うんですが、その点はいかがですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 今、質問者が言われるとおり、基本的にはそれらに係る費用については町の負担は今までございませんでした。ただ、基本的には今までも、相談員がいたとき、それから推進員がいたときも、厚岸町で相談を受けた段階で、ちょっと難しいものについては従来どおり支庁のほうにもお願いしていた。しかし、かなり多くの方々は私どもだけでなく直接釧路市の消費生活センターにご相談していました。

したがいまして、それらについても釧路市が厚岸町に負担をしてくださいとかという話は今までは一切なかった。今回、正式に事務委託契約することによって、当然それらの費用については均等割プラス、そういう相談割において負担しようという形に決まったことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 もとをただせば、昨日、私が一般質問でお話ししたとおり、支庁改革の一環なんですよ、この消費者相談も。従前は厚岸町の人も、かなり今言われているように釧路市のほうに消費者相談窓口がしっかりしているために、そちらのほうに行かれたという話は私も何回も聞いている。ここに町へ来てもですね、なかなか内容からして同じ町内であるがゆえに相談できないこともと、そんなことも含めて釧路市のほうへ行くということが結構ありました。

しかし、今回このように、本来は道の消費者相談窓口というか、消費者行政については北海道がきちっと担わなければいけないということなんですよ。それが今回、道のそういった形で、釧路支庁の一部というか、消費相談は各支庁に置かないで札幌に一元化すると、これはもう2年か3年前にそういう話になっていて、なかなか各地からの反発があってできなかったわけですが、今回それを強引にしようということなわけですよ。

今までは、いわゆる住民、町の負担はなかったわけです。本来、消費相談というのは、現場というか、そういう、あるかないかは別にしてもですね、各市町村の窓口にそういうホットラインでも置いて、しっかりと相談を受けるとというのが本来の姿なんです、今度は厚岸町だって、今冒頭言われているように、いろんな問題というか、なかなか専門的に高度になってきているわけですね、そういう、単純な相談事ではないわけです。そうしますと、直接釧路市のほうに今までどおり行く方も多いのではないかと。そうすると、今回、各市町村で運営しなければいけないというか、そうすると各市町村の負担になるわけですね。

その辺どう思いますかというか、考えるかというか、昨日は、むしろ支庁制度がそういうふうに変わってきても何ら問題ないよ、かえってメリットありますよと言っていますが、形を変えたこういうやり方なんですよ、支庁改革の中での一環。安閑としていられないというのはそこなんです。やはり今回のことは、これはそうならざるを得ないんだらうと思いますし、各市町村もそういう責任は感じていますから、専門的な釧路市に委ねて、釧路市に対応していただくと。それだけの相応の分は市町村が負担しますよということになるわけですが、やはりそういったことを考えたときに安閑とし

ていられないというか、その分が道からでもおりてくるのかどうなのか、その辺はどうなんですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 背景そのものからいきますと、基本的には消費者基本法に基づいて、地方自治体の役割という形で、北海道の役割、市町村の役割という形の中で、それらを整理されたことによって、北海道としては高度的な、そういうものを専門的に扱うための体制を強化したという形になっています。

したがいまして、町村の役割としては、一番身近にある、町民の方々と一番接する町村として、1次的な処理については町村でやってくださいよと。ただ、高度な部分、例えば町に相談受けた場合は、もちろん支庁であるとか北海道とのつながりは当然今までどおりあります。

それと、基本的にはそういう形の中でやっていますけれども、厚岸町の窓口の中においても、やっぱり専門的な問題が多いという形になってきますので、これは管内としていろいろ協議した段階では、やはり専門スタッフのいる釧路市に委託したほうがいいという形の中で今回決めたことをごさいますて、ただ、それらをいいますと、17年度以降、かなり直近でいきますと、いつとき多かったです、今、非常に相談件数が減ってごさいます。そういう意味では、全体事業費のうち厚岸町、今回予算に上げてごさいますけれども12万6,000円の負担となりますけれども、おおむね釧路市に委託する分というのが、その釧路市がかかる事業としては830万円ほどかかるんですけれども、厚岸町の負担としては、相談件数が少ない関係から12万6,000円程度の負担という形になってごさいます。

ただ、基本的には町村がそれだけの受け皿、身近な問題として受けるにしても、なかなか専門的なことが必要なためにこういう体制をつくってという形になりましたので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 こういうふうになると、いたし方ないというか、あきらめになってしまうわけですが、消費者を保護するという観点からすると、基本的なところで、今言われたように簡易なこととか初歩的な感じの部分は、これは厚岸町でもまだ受ける。あと、厚岸町でこれはちょっと専門的だなというふうに認識すれば、そちらのほうをお勧めすると。釧路市のほうでは、それが内容次第によっては道のほうに回すか、あるいは釧路市のそういう消費者相談のところの対応で解決するかと、そういうふうな3段階構えであるというふうな考え方であるようですが、それを確認しておきたいと思いますが、そういうことでいいんでしょうか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 先ほども言いましたけれども、北海道と厚岸町のパイプというのはずっとつながってございます。当然、厚岸町が受けた分の流れとすれば、道と相談しながら高度なものはやります。それから、それ以外のものについては、従来も行ってたんですけれども、釧路市の消費者センターのほうにきちっと契約を結ぶことによって、よしんば、斡旋、訴訟とかあったときの責任をきちっと釧路市のほうで対応してもらおうという形になりますから、そういう形の中では、従来のサービスみたいな形でやっていた釧路市の対応が、今回は法的にもきちっとルールができてできるという形になりますし、厚岸町としても、そういう体制になりますよということを住民にPRして対応していきたいというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 今、背景については1番議員のほうからお話がありました。要するに、道が手を引こうが手を出そうが、あるいは道がいいとか悪いとかいうことをこの議会でもっていろいろ議論しても仕方ないわけで、まず、消費者基本法に基づいて、厚岸町には消費者相談や消費者保護に対する義務があるわけですね。あるいは責務があるわけですね。それをきちんと対応できるための体制をつくったというふうに理解すればよろしいんですね。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） そのとおりでございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 その上でお聞きするんですが、町民の立場から、何かこういうものがあつたときにこういうものができたよと。釧路市が受けてくれるよ、町もその応分の負担をするという形できちんと契約しましたという話がぱっと流れると、そうすると、どこに行けばいいんだということなんです。

これは今までと同じように役場の窓口相談に来てください、あとは役場の窓口のほうできちんと対応するための手段を強化しただけのことですという意味なんですか。それとも、真っすぐ釧路市へ行ってくださいという意味なんですか。そこをきちっと説明をして町民の皆さんに安心していただくということが、あえてこういう非常にきちんとしたことをなさったことの、いわば仏に魂を入れるという意味になると思いますので、その点についてご説明をいただきたい。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 基本的には、消費者相談の窓口として厚岸町は基本的には責任持って相談を受けるという形になります。当然、消費者の方々が直接、今回、

釧路市の消費生活センターのほうへ出向かれても、電話相談も、すべて受け入れる形になります。決して厚岸町経由という形ではございませんので、それはそういう形で、もしあった場合、町でなくてもそちらへ直接相談くださいという形の中で体制も組める。また、私どもにきた場合で、これはそっちのほうがいいよねとか、道に相談しなければだめだねとかということは、それは役場の窓口の中でそういうふうに体制をとっていくという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 今のような話をやはりきちんと住民に周知してほしいというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 当然、消費者保護、未然防止も含めて絶対必要なことですし、相談しやすい体制というか、そういう形も含めて町民の方々に周知していきたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。
10番、谷口議員。

●谷口議員 今回このような方法をとったということなのですが、釧路広域市町村圏事務組合というのがありますよね。事業によっていろんなやり方があるんだろうなというふうに思うんですけども、この問題は釧路市への委託業務ということになりましたよね。市町村圏の仕事というふうにはできなかったのかどうなのかということと、それから、今回、12万6,000円というのは、これは要するに一般的な負担金ですか。仕事の量によってはさらにふえていくという、そういうことではないですか。

例えば厚岸町からどんどん行って、量には関係ないということですか、これは。さっき、課長の説明を聞いていると、仕事量によってふえるような話をされていたように聞こえたんですけども、そうではなくて、12万6,000円というのは20年度は多くても少なくともこれだけを負担するんだというふうに理解していいのかどうか。そういうふうには先ほど聞こえなかったんですけども。

それと、先ほどから皆さん疑問を持って聞いている、要するにスタッフの問題だとか、非常に今の消費者問題というのは複雑な問題がありますから、厚岸町はたまたま少なくなっていると言いつつも、毎朝テレビを見ていますと色々なさまざまな問題が発生していて、それが今のところは厚岸町まで届いていないのかなと。今後、やっぱり高齢化等が進んでいけば、さまざまな問題が起きてくるということを考えると、非常に大事な仕事ではないのかなというふうに思うんです。そういうときに、この仕事の結果的に仕事が増え続けていったときに、果たして厚岸町の住民がお願いをしても、スムーズに対応してもらえることがきちんと担保されているかどうかということが心配に

なってくるんです。その辺はどういうふうに考えているのか、もう一度説明をお願いします。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

基本的には、広域市町村圏事務組合でというようなお話もございました。ただ、その関係についても管内の市町村担当で協議を重ねた段階では出ましたが、基本的には釧路市が既にもうやっている業務があるという形で、新たに市町村事務組合でやるという体制にはならないという形の中で、現状そういう形で、協議はしたけれども、今回の方法になったという形でございます。

それから、2点目の、先ほどの負担の関係でございすけれども、基本的には過去3カ年の利用相談件数をベースにまづしています。それから、均等割として各市町村1万円という負担金以外には、当然、過去3カ年の相談件数に基づいて算出されている負担金だという形でございすし、当然、そういう消費者被害の未然防止をしながら、なるべく相談件数少なくするのは行政の役割でもありますからそうやっていく。ただ、毎年そういう形で1年ごとに過去3年を平均して算出されるという形でございすから、負担金が固定という形じゃなく、相談件数がそれだけふえてくるとそれなりの負担は出てくるという可能性はございす。

それと、最後に言いました町民の方々含めて、相談によってその体制が確保されているのかということございすけれども、当然これらについては市と各町村ばかりじゃなく、さらに、これらの被害者問題としては、北海道、釧路支庁を事務局にして、その問題の協議会とか検討会をつくってございすので、それらに基づいて、それらの問題というのはどういう体制が、さらに今後必要であれば、どういうことが必要なのかも検討されていくというふうになると思いますので、当然、今の段階では市の消費者センターには5人の専従、1人の臨時という形で体制ができていますので、対応は可能だという形で考えてございす。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 内容についてはわかりました。ただ、私が心配なのは、今度こういう体制ができたので、またそれを悪用する人も出てくるみたいなんですね。相談に乗りますよということが、そして、解決をしてあげますというようなことも出てくるわけです。ですから、せっかくこういうものをつくり上げていくことに対して、やはりこれが本当に確かなものなんだということをきちんと住民に徹底しないとだめだと思うんですね。そうではなくて、直接向こうから、相手のほうから誘いの電話があったり、そもそもらしく話をしてくるということに対する対応というのか、そういうものもきちんとしておかないと、結果的には釧路市のほうの名前をかたった人が対応してしまって、それで、とんでもないことになってしまうというのも今随分あるようなので、その辺については住民にきちんとしたわかりやすい徹底をしていっていただきたいというふうをお願いを

したいんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 基本的には、先ほど13番議員にも説明したとおり、こういう体制になったことも含め、さらには、現在、絶えずいろんな事犯が、厚岸町では見えなくても全道的にいろんな事犯が出てきています。それらについても、できる限り消費者の方々というか町民の方々に情報提供しながら、被害に遭わないという形の手法をとっていきたいし、このたび制度ができたことを住民に周知して、より相談しやすい体制という形でつくっていきたいというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第8、議案第25号 町道路線の廃止について、議案第26号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第25号 町道路線の廃止について及び議案第26号 町道路線の認定について、2件の提案理由をご説明申し上げます。

議案書12ページをお開き願います。

議案第25号でございます。

今般、町道を廃止しようとする白浜町北1の通りから北6の通りの6路線は、昭和61年と平成4年に町道として認定したものでありますが、白浜町北1の通りと北4の通り、北2の通りと北5の通り、北3の通りと北6の通りのそれぞれを結ぶ区間が、当初、道路形態をなしていない状態であったため町道として認定しておりませんでした。現在、周辺に住宅が建ち並び、生活道路として碎石補充等の整備を行ったことにより路線がつながり、町道として維持管理を行うべく、認定に当たりましてはその部分を新たな町道として認定するのではなく、つながった路線を一つの路線として認定し管理を行うため、

先にこの6路線を廃止するものであります。

また、宮園町北2の通りは、道道厚岸標茶線の日吉橋、旭厚家具向かい側から宮園町北2の通りに接続する路線が、沿線に住宅が建ち並び、生活道路として利用されている状況から、地域の要望もあり、既存の宮園町北2の通りを延長して町道に認定をするべく、先に宮園町北2の通りを廃止するものであります。

路線の廃止に当たっては、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、町道廃止路線、路線番号178番、路線名、白浜町北1の通り、区間として、起点、厚岸町白浜4丁目94番地先、終点、厚岸町白浜4丁目172番地先、参考として、延長458メートル、敷地幅員10メートルでございます。

路線番号179番、路線名、白浜町北2の通り、区間として、起点、白浜町4丁目93番地先、終点、厚岸町白浜4丁目186番地先、参考として、延長493.6メートル、敷地幅員10メートルでございます。

路線番号180番、路線名、白浜町北3の通り、区間として、起点、厚岸町白浜4丁目92番地先、終点、厚岸町白浜4丁目201番地先、参考として、延長524.1メートル、敷地幅員10メートルでございます。

路線番号186番、路線名、白浜町北3の通り、区間として、起点、厚岸町白浜4丁目11番地先、終点、厚岸町白浜4丁目57番地先、参考として、延長240.2メートル、敷地幅員18メートルでございます。

路線番号187番、路線名、白浜町北5の通り、区間として、起点、厚岸町白浜4丁目17番地先、終点、厚岸町白浜4丁目53番地先、参考として、延長239.5メートル、敷地幅員18メートルでございます。

路線番号188番、路線名、白浜町北6の通り、区間として、起点、厚岸町白浜4丁目28番地先、終点、厚岸町白浜4丁目47番地先、参考として、延長239.5メートル、敷地幅員18メートルでございます。

路線番号607番、路線名、宮園町北2の通り、区間として、起点、厚岸町宮園4丁目1番地先、終点、厚岸町宮園4丁目2番地先、参考として、延長168メートル、敷地幅員20メートルでございます。

次に、廃止路線の位置でございますが、次のページをお開き願います。

議案第25号説明資料でございます。

路線番号178番、白浜町北1の通りから路線番号180番、白浜町北3の通りまでは、起点、白浜町西3号線交点から終点、白浜町山の手通り交点まででございます。路線番号186番、白浜町北4の通りから路線番号188番、白浜町北6の通りまでは、起点は道道厚岸標茶線交点から終点、白浜町西2号線交点まででございます。路線番号607番、宮園町北2の通りは、起点、宮園町東1の通り交点から終点、宮園4丁目2番地先まででございます。

続きまして、議案第26号 町道路線の認定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書14ページでございます。

さきの議案第25号 町道路線の廃止に伴い、改めて町道路線を認定しようとするものであり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容であります、町道認定路線、路線番号178番、路線名、白浜町北1の通り、区間として、起点、厚岸町白浜4丁目11番地先、終点、白浜町4丁目172番地先、参考として、延長814メートル、敷地幅員10メートルから18メートルでございます。

路線番号179番、路線名、白浜町北2の通り、区間として、起点、厚岸町白浜4丁目17番地先、終点、厚岸町白浜4丁目186番地先、参考として、延長849メートル、敷地幅員10メートルから18メートルでございます。

路線番号180番、路線名、白浜町北3の通り、区間として、起点、厚岸町白浜4丁目28番地先から終点、厚岸町白浜4丁目201番地先、参考として、延長880メートル、敷地幅員10メートルから18メートルでございます。

路線番号607番、路線名、宮園町北2の通り、区間として、起点、厚岸町宮園4丁目1番地先から終点、厚岸町宮園4丁目5番地先、参考として、延長296メートル、敷地幅員18メートルから20メートルでございます。

次に、認定路線の位置でございますが、次のページをお開き願います。

議案第26号説明資料でございます。

路線番号178番、白浜町北1の通りから路線番号180番、白浜町北3の通りまでは、起点、道道厚岸標茶線交点から終点、白浜町山の手通り交点まででございます。路線番号607番、宮園町北2の通りは、起点、宮園町東1の通り交点から終点、道道厚岸標茶線まででございます。

以上、簡単な説明であります、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） まず、最初に議案第25号について質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第26号について質疑を行います。

2番、堀議員。

●堀議員 今回、認定路線として中間部分というのがつながるんですけども、このつながる部分というのは未改良な道路だというふうには私は思っていたんですけども、今後、改良等の計画というものをもって一路線としての道路計画という部分を持つていくのか。

また、このつながる部分というのは若干周りよりも低くて、雨水排水とかも素掘り側

溝なために、大雨のときにも水につかったりとかというような話を聞いているんですけども、そういうような排水整備というものも今後このつながる部分というのはしていくのかどうかというものを教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 答えいたします。

白浜町北1の通り、それから北3の通りまでの路線に対する質問だと思います。そのあいている部分でございますけれども、今現在は確かに未改良の道路ではございます。ただ、通行的には碎石補充をして通行は可能となっているという状態でございます。

今後の計画、排水とかの計画につきましては、今のところ計画的には特段、今後改良するといったようなこと、それから排水整備をするといった投資的な事業的な計画はまだ持ってはございません。ただ、今そういった、ご質問者がおっしゃいました排水が流れづらいといったようなことも部分的には現状はあるところもございます。そういったところに対しては、今、町の管理維持係直営作業の中で対応をしていくというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今回3本、白浜町のを認定されたんですが、この180番のさらに奥に道路がありますよね。これは今後どうするんでしょうか。図面上ははっきり見えないんですけども、道路としてはありますよね。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時25分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
10番、谷口議員。

●谷口議員 今回この3本が町道認定されたんですが、それで、白浜町2号線のあたりかな、公園用地とっていますよね、たしかこの辺に。ちょっと正確にわからないんですが、このあたりは公園用地は今後どうするんですか、あれは整備しようとするのか、このまま置いておくのか。そうすると、この周りはどういうふうになっていくのかなというふうに思うんですが、それについてお尋ねしたい。

それからもう一つ、お願いというか、我々議員に町道の路線地図というか道路地図の写し、前に何回か我々にも配られたような気がするんですけども、1期に1回ぐらいは道路地図を私たちにも提供してくれてもいいのではないのかなというふうに思うんで

すが、それはどうなんですか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、公園用地のことですが、これは白浜町2号線と白浜町3号線の間、議案書の13ページをごらんいただきたいと思います。議案第25号説明資料の中に位置図が入っておりますので、そのちょうど中央付近、白浜町西2号線、それから白浜町西3号線、これがありまして、この西3号線の、それから、道道から特別養護老人ホームへ向かう道路、その西3号線、公園と書いてあります。ここのところが公園の敷地の位置となっております。

ここの整備をどのようにするかということでございますが、今現在、公園については何も遊具が入っていない状態ではございますけれども、フェンスで囲っています。俗に芝生の、芝生といってもかなり草も伸びている状況ではありますけれども、芝生の敷地の公園といった使い方でさせていただいております。計画的にはそれで今管理をして、今後、まだ計画でどうするかといったことはございません。

それから、町道の路線図の写しということでございますけれども、町道路線図、かなり大きな図面、広げると大きな図面がありまして、それが2枚になります。それを議員各位の皆様にコピーをしてやるとなると町の印刷代もかなりになってくるものですから、できれば、この間、議会の事務局長ともちょっと協議させていただいたんですけれども、議員控室のところにファイルでとじて、そこに毎年この路線変わりますと一つの図面として作り直しますので、その図面をそのところに掲示していただきたいなというふうに考えておりますが、それで理解いただければというふうに思います。

（「掲示してあるの」の声あり）

●建設課長（佐藤課長） ファイルにつづって、そこに図面をファイルに入れて、それをそこに備え置くといった形をとりたいというふうに考えます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

3番、佐々木議員。

●佐々木議員 路線名についてちょっとお尋ねします。

ということは、今、字名改正で「町」を取っているんですけれども、この場合はこのまま白浜町とついているんですけれども、せっかく字名改正でもって整備されているときですので、そういうのも整理されたらと思うんですけれども、どうなんですか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

字名地番改正事業、これは平成14年から始めております。その事業を始めるときに、町道名、「町」がついておりますので、それをどうするかというのを担当の中でも検討はしてございます。そうしたときに、町道名を表示しております標識、それから、一番多いのが工事の起点、終点を示す標柱杭というのが各かなりの本数立っております。そういったものをすべて「町」を取っていくかといったときには、かなりの大変な作業になってまいります。それから、補助事業等であれば、やはり最低でも工事が終わって5年間ぐらいはその工事名として残しておくといったこともございますので、それも大変な作業となってきます。

町民の方も、結構その標柱杭というのは、例えば照明が切れたとか、そういったときに、その標柱杭を見て、そこの道路名を言って、この場所ですよということでよく連絡が入るものですから、町民の方もそれが割と道路名とした標識というようなことで認識もしてございますので、変えますと、変えることはすべて変えていかなければならないといったことになりますと大変な作業になってきますので、その辺に係る費用等も出てきます。そうしたこと、それ以上、私どもとしても、変えないからといって管理上支障となってくるかといったら、今のところそういったことも出てこない。そういったことから、その当時、そのままにしていこうというふうに考えたものでございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

14番、竹田議員。

●竹田議員 宮園東1の通りの607のところなんですけれども、ここは住宅が何軒か、年数にしたら何年くらい前かわからないんですけれども、住宅のさびを見ると20年ちょっとくらい家が建ってからなるのかなというふうに思うんですけれども、それから約、今日現在まで町道の認定という形になっている。家が建って、それが生活道路となって、生活道路の場合は除雪とかそういうのが認められるということで、除雪も町としては認定はなっていないけれどもかいたりしているわけですね。

今回、町道にする、しないというのは、やはり町民からの要望があって、それで初めてするのか、役場のほうで、住宅が建ってきて、要望はないけれども認定をしていこうというのか、どちらを優先して町道の認定というのをしておられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

町道の認定でございますけれども、町道につきましては、厚岸町町道路線認定及び廃止基準、こういったものがございまして、この基準に基づき認定をするということでございます。

それで、町有地で公衆用道路として用地がありまして、特に不特定多数の地域住民の交通の用に供されている道路につきましては、町道として認定し管理すべきと私どもは考えてございます。その中で、特に要望等も踏まえることもございますけれども、そう

いった道路があれば、やはりそれは町道として認定していくべき、そういうふうと考えて進めているところでございます。

今回の、たまたま607番の宮園町北2の通り、これにつきましてもそういった現況となっておりました。そういった中でも町民からの要望もあったということでございますし、白浜町の178番から180番につきましては、要望といったものではなく、こういった道路がつながったことにより道路形態をなしている、道路もある、町道路線認定及び廃止基準に基づいて、これは町道としてできる、管理していくべきだというふうに私どもが判断いたしまして認定したというものでございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 この区間の工事の完成時期等の大体、もしあれば教えていただきたいんですけども。道路はできていますよ、ここ要望出ていたと思うんですけども、道路の排水とかの、それから道路の改良工事等について何か要望あったと思うんですけども、それらについての進行状況をちょっと聞きたいんですけども。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 答えいたします。

宮園町東2の通りの道路整備、排水整備等の自治会からの要望ということでございますけれども、それ自体は、まだ私どもには要望書自体はまだ上がっておりません。ただ、何人かにはこういった道路の整備がなればねという声は聞こえてきたときがありますけれども、要望書としてはまだ上がってきておりません。

それと、町道の整備、道路整備というのは、自治会、他の地域からもかなりたくさんの要望がございます。そうした中で、重要性、緊急性のあるところから随時整備をしていっているところでございます。ここの道路につきましても、まだ未改良道路でございます。今後、この住宅の張りつきぐあいを見ますと、整備をしていく必要があるとは判断はしておりますので、次期3カ年計画の中にも当然要望を盛り込んだ中で検討していくというふうになるものでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第9、議案第27号 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第27号 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

教育委員会の委員長及び委員の報酬につきましては、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項の規定に基づく別表第1において、委員長が月額5万9,600円、委員が月額4万6,600円と定められております。ご承知のとおり、町財政が大変厳しい中であって、教育委員会の委員長及び委員の申し出により、平成17年度から、この報酬を10%減額し、委員長の額を5万3,600円、委員の額を4万1,900円としてきておりますが、このたびも町長に対し委員長及び委員から引き続き減額継続の強い申し出があったことから、この意思を尊重し、平成20年度においてもこの10%の減額措置を継続して行おうとするものでございます。

なお、改正しようとする条例は、厚岸町の非常勤特別職のうち教育委員の報酬額の特例を定めた、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例であります。

改正内容は、本則中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、平成17年度から平成19年度までの臨時的措置として制定しておりました特例条例を平成20年度まで適用させようとするものでございます。

なお、この減額措置に伴います年間の影響額につきましては、全体で24万1,000円の減になるところでございます。

また、附則でございますが、この条例は平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第10、議案第28号 厚岸町職員の育児休業等に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第28号 厚岸町職員の育児休業等に関する条例の制定について、その内容をご説明申し上げます。

これは、昨年5月16日に公布されました地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律に基づきまして条例の改正を行おうとするものでありますが、この法律、いわゆる育児休業法の改正の要旨につきましては、今日、少子化対策が求められる背景の中、公務員においても育児を行う職員の職業生活と家庭生活を一層両立させるという観点から、職務を完全に離れることなく、長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、育児のための短時間勤務の取得を可能にする制度、これを導入させるということが主な内容でございます。

まず、初めにこの制度の概要につきましてご説明申し上げたいと思いますが、お手元に配付しております参考資料のその1、こういう資料でございますけれども、育児短時間勤務制度の概要をごらん願いたいと存じます。

まず、この資料の裏面の、恐れ入ります、裏面の図表から説明申し上げたいと思います。

これは育児にかかわる各種制度をまとめたものでございますが、①は産前産後の休暇でございます。これは出産後8週間までの有給休暇でございますが、この制度は、これ以下の他の制度より優先して適用されるというものでございます。②につきましては、授乳、いわゆるミルクを与える目的でとる育児の時間休暇でございますが、これは1歳に達するまでの間、1日に2回取得できるという有給休暇でございます。③、これにつきましては、育児休業で3歳に達するまで取得可能な制度でございますが、この育児休業、給料は無給……

(発言する者あり)

- 総務課長（田辺課長） 本日お配りいたしました、本日早朝にお配りしていた資料でございますけれども、よろしゅうございますでしょうか。本日、これとあわせまして施行規則も資料としてお配りさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

では、冒頭から簡単に申し上げます。

①は今申しました産前産後の休暇、②が育児の休暇、ミルクを与える休暇、それから③が育児休業ということでございます。これは今申しましたように3歳に達するまでの間仕事を離れる。いわゆる休業するということでございます。これは無給の扱いになる、原則無給の扱いになるということでございます。④でございますが、これがこのたび新たに追加する育児短時間勤務の制度でございます。⑤でございますが、これは1日に2時間以内の時間休業をするという部分休業の制度でございます。これは従来もございましたが、これをこのたび、休業の取得できる期間、従来3歳まででございましたが、これを小学校就学時まで延長するという制度の変更でございます。それから⑥、これは勤務時間の始め及び終わりの時間を前後にずらすという、いわゆる早出遅出勤務の制度でございます。

なお、このほかにも小学校就学前までの子供が病気になった場合、その看護のために年間5日以内の休暇制度もございます。

すみません、1ページ目の資料の表のほうにお戻り願いたいと存じます。

育児短時間勤務制度の目的につきましては、説明の冒頭で申し上げましたとおりでございますが、これを取得できる対象職員につきましては、1の(1)に記載のとおり、小学校就学前までの子供を養育する常勤の職員ということになります。

(2)の表でございますけれども、この短時間勤務をする勤務のパターンを記載してございますが、この中の形態から選択して請求するものでございます。一般のいわゆる常勤職員、フルタイムの職員のおおむね半分の勤務時間の形態となるというものでございます。

(3)でございますけれども、ここでは育児短時間勤務ができる期間を記載してございますが、先ほど申しましたとおり、子供が小学校就学の始期に達するまで、小学校に上がる前までということでございます。その請求期間については1カ月以上1年以下ということでございますけれども、これは事情によってその期間の延長、あるいは再度取得するということも可能な制度ということになってございます。

(4)でございます。給料等の記載でございますが、給料月額は勤務時間数に応じて減額された額になります。勤務時間が半分になると、それに依りて給料のほうも半分になるというような制度でございます。

それから、2のその他の制度でございますけれども、(1)の部分休業の対象、先ほど申しましたとおり、3歳未満であったものが小学校に上がる前までということで延長になったということが記載されてございますし、(2)のほうでございますけれども、これは育児休業をしていた期間というのは、従来はそこに勤務していた、いわゆる次期昇給の扱いでございますけれども、その間の半分の期間を勤務していたというふうにみなした計算をしてございました。これを今度は最大100%見ましょうということで、100分の100、つまり全期間勤務していたとみなしますというふうに改正をするという内容でございます。こういった概要になってございます。

以上が概要でございますが、引き続き、ただいま説明いたしました制度改正に伴いまして上程いただいている条例の説明をさせていただきますが、現行条例の大部分を改正するため、今回は全部改正という手法をとらせていただいております。あらかじめご理解のほどお願いいたします。

なお、この条例規定の改正部分につきましては、参考資料として配付の条例改正の新旧対照表、配付をさせていただいております。これで説明申し上げたいと存じます。

この条例の新旧対照表につきましては、議案配付のときに一緒に資料として同封をさせていただいたものでございます。

(発言する者あり)

- 総務課長（田辺課長） その3というのは規則、参考までに条例の施行規則を本日資料として配らせていただいております。非常に資料が多くて申しわけございませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。

- 議長（南谷議員） 暫時休憩といたします。

午前11時51分休憩

午後 1 時00分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

午前中の会議に引き続き、議案第28号の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） それでは、引き続きご説明申し上げたいと思いますが、その前に、全部で4つの説明資料をお手元のほうに配らせていただいております。

まず、1つは午前中にご説明申し上げました制度の概要、参考資料のその1でございます。これから説明に使わせていただきたいのは、議案第28号説明資料と書いております条例の改正新旧対照表でございます。そのほか、参考の資料といたしまして育児休業法の法律そのものを参考資料その2という形で添付させていただいておりますし、それから、参考資料その3につきましては、この条例の改正制定の後、規則で定める予定である改正内容、これを参考までにおつけさせていただいているという内容になっております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいま申しました議案第28号説明資料の条例の改正新旧対照表、これに基づいてご説明申し上げたいと思います。

まず、第1条の改正でございますが、これは育児休業法が条例に委任している条項の追加をするもので、また、法改正に伴います条番号も変わっております。これを整理をあわせて行うものでございます。

第2条でございます。これは第6号において主語を明確にするための規定の整備を行うという改正でございます。

次に、第3条でございますが、再度の育児休業が取得できる特別の事情を列記している規定でございます。育児休業制度は、法律の規定によりまして、原則1回に限って取

得できるものでありますが、例外として、条例に特別な事情がある場合は再度の育児休業の取得ができるとされております。

このたびは第1号、第3号、第4号について追加の修正を行っておりますが、1号につきましては、条例中に主語を挿入するなどの規定の整備を行うもの、それから、第3号は、負傷等により子供を養育することができなくなった職員が、育児休業の承認を取り消された後、子供を養育できる状態に回復した場合、これについては再度の育児休業を取得できるものとして盛り込むという内容のものでございます。

それから、第4号についてでございます。改正前の第3号を繰り下げる内容のものでございますが、現行の規定で、常態として養育していたこととの表現を、育児休業その他規則に定める方法により養育したことということにして改めております。両親が交代で子供を養育する形態に育児短時間勤務を含めるための条文の整理を行うという内容のものでございます。

次に、第5号でございますが、改正前の第4号からの繰り下げによる号番号の変更でございます。

次に、第5条の改正についてでございます。これも主語を明確にするなどの規定の整備を行うものでございます。

第6条及び第7条につきましては、このたびの育児短時間勤務制度の導入に伴いまして、本条が育児休業に係る規定であることを明確にするため、見出しを改めるものでありまして、また、枝番号であった条番号を変更するという整理も行っております。

第8条でございます。現行の第6条の規定を改正するものでございますけれども、育児休業をした職員が職務復帰後における給料号俸の調整についての規定を国家公務員の制度と同様に改正するもので、その内容につきましては、先ほど制度の概要で説明したとおり、従来2分の1であったものを100分の100、つまり全期間100%というふうに改めるという内容のものでございます。

次に、第9条でございます。育児休業法第10条第1項において、育児短時間勤務をすることができない職員を条例で定めることを受けて新たに規定するものでございますが、その内容につきましては、第2条に規定する育児休業の場合と同様、非常勤職員、それから臨時的に任用される職員、育児休業の後、補充で任期を定めて採用された職員、定年時における勤務延長職員及び配偶者が育児休業をしている職員などとするものでございます。

次に、第10条であります。育児休業法第10条第1項において、育児短時間勤務を取得すると、その終了後1年を経過する日までは同じ子の育児に短時間勤務の再請求ができないものと定めるものでございますが、本条は、これを可能とする条例で定める特別の事情、これを規定しているものでございます。

この規定の具体的内容は、第3条で規定しております再度育児休業をすることができる特別の事情と同様のものでございますけれども、まず、第4号の規定については、この育児短時間勤務のみの規定となっております。これは育児短時間勤務の勤務パターンを変更する場合、一たん承認を取り消し、改めて職員から新たな勤務形態を請求させるということになります。こういうことになるものですから、この取り消しの場合は、当然、1年を経過しなくても再度の育児短時間勤務ができるというふうに定める内容のも

のでございます。

次に、第11条ですが、育児休業法第10条第1項第5号の規定に基づき、育児短時間勤務の形態を規定するものでございますが、これらは交代制勤務など特殊な勤務に当たる職員について適用されるものでございます。

次に、第12条でございますが、育児短時間勤務の承認または期間延長の請求手続について規定したものでございます。

なお、承認等の請求は規則で定める請求書様式により、1カ月前までに任命権者に行うように定めることにするものでございます。

第13条でございます。育児短時間勤務の承認の取り消し事由を規定するものでございますが、第1号は、子を養育している時間に配偶者が当該子を養育できるようになった場合、第2号は、別の子に係る育児短時間勤務を承認する場合。第3号は、育児短時間勤務の形態を変更する場合を想定するものでございます。

第14条でございます。育児休業法第17条の規定により条例規定を設けるものでありますが、育児休業法の第17条は、育児短時間勤務の承認が失効したり取り消された場合において、育児短時間勤務職員がフルタイム職員、要するに全勤務時間を勤務するという承認前の職に戻ろうとしたときに、例えば、同一の職に2人の育児短時間勤務を任用していた場合、その時点で欠員がなければ過員を生じることになります。そのため、引き続き短時間勤務をさせることができるという規定であり、そのやむを得ない事情を条例で規定するものでございます。

第1号は、並立任用において、並立任用というのは1つのポジションに2人の職員がつくという意味でございますが、2人の職員で定数1を占めていた育児短時間勤務職員が、定数1のフルタイムの勤務職員に戻ろうとした場合に過員が生じてしまう場合があります。第2号は、後補充で任用された任期到来前の短時間勤務職員を他の短時間勤務の職に異動させることができず、現在の職にとどめておかざるを得ない場合を想定しております。

次に、第15条でございます。短時間勤務の例による短時間勤務をさせる場合または当該勤務を終了した場合に、任命権者から書面で通知することを規定するものでございますが、これは当該短時間勤務が職員の予見しにくい事由によって命ぜられるという内容のものであるために、適切にその旨を職員本人に知らせるという趣旨のものでございます。

次に、第16条でございます。短時間勤務に伴い任期の変更について、第6条の育児休業に伴い任期を定めて採用された職員の取り扱いと同様の取り扱いをするということを規定するものでございます。

次に、第17条でございます。部分休業することができない職員を定めた現行条例の第7条を繰り下げるとともに内容の改正をするものでございますが、部分休業することができない職員として、新しくできました第3号に短時間勤務をしている職員を追加したほか、引用条文の整理などを行っているものでございます。

次に、第18条でございます。部分休業の承認に係る規定でございますが、現行条例第8条を繰り下げるとともに内容の改正をするものでございます。育児休業法の改正により、部分休業の対象となる子の範囲が、3歳に満たない子から小学校就学の始期に達す

るまでの子供に拡大されており、また、本条の改正によって承認の要件が緩和されております。具体的には、承認要件を緩和して、子の養育をする必要があれば認められるという内容のものでございます。

次に、第19条でございます。現行条例第9条に見出しを追加して条番号を繰り下げる整理を行うものでございます。

第20条は、現行条例第10条の見出しの追加と条番号の繰り下げ変更をするとともに、引用条文の整理を行うものであります。

次に、附則になりますが、申しわけございません、議案書の23ページをごらん願いたいと思います。

この改正条例、全文制定条例になりますけれども、この条例につきましては、施行日を附則の第1条におきまして平成20年4月1日と定めるものでございます。

附則の第2条につきましては経過措置を定めてございますが、第1項につきましては、この条例の施行前にされました育児休業あるいは部分休業の承認、これは変更後の条例で承認されたものとみなすという規定でございます。

第2号でございます。育児休業した職員の職務復帰後における給料号俸の調整につきまして、育児休業法を改正する法律、これは昨年の8月1日の適用でございますけれども、この8月1日から適用するように定めるという内容のものでございます。

第3項につきましては、改正法律の施行の際に現に育児休業している職員への改正条例の規定の適用における読み替えの規定を定める内容のものでございます。

次に、附則の第3条からでございますが、これ以降の附則規定につきましては、このたびの育児休業制度の改正に伴いまして、職員の勤務時間、それから給料などに係るほかの条例、これについても改正する必要が生じてまいります。これら関連するほかの条例の一部改正を、この条例の附則においてそれぞれ改正するという手法をとらせていただいております。そういう形の中で、附則でそれぞれ一部改正を行っているということでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

それで、先ほど説明いたしました新旧対照表の同じつづりの中でございます。

まず、7ページをごらんになっていただきたいと思います。

これからそれぞれの条例ごとの新旧対照表をつけさせていただいております。これに基づいて説明を申し上げたいと思います。

まず、附則の第3条でございますが、これは厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

まず、第2条の改正内容でございますが、職員の勤務時間の定めに第2項として新たに育児短時間勤務の職員の勤務時間に関する規定を加えるものでございます。この場合の勤務時間は、育児短時間勤務を申請した職員が希望する勤務の形態をもとに任命権者が定めるものとするものでございます。また、現行の第2項の項番号を第3項に繰り下げる整理を行っております。

第3条の改正でございますが、土曜、日曜日を週休日と定めた第1項の規定にただし書きを加えまして、育児短時間勤務職員等の場合の週休日について定めるものでございます。

第4条、これは特殊な形態によっては、土曜、日曜日以外に週休日を設けることを規

定したものでありますが、この規定中に育児短時間勤務職員等の場合の取り扱いを加えるというものでございます。

第8条でございますが、正規の勤務時間以外の勤務における勤務についての規定です。宿日直勤務について定めている第1項に、育児短時間勤務職員には、公務運営に著しい支障がある以外は命ずることを避ける趣旨のただし書きを加えるものであり、また、第2項は時間外勤務の定めでございますが、これにも第1項と同様の趣旨でただし書きを加える内容のものでございます。

次に、第13条でございますが、年次有給休暇についての規定でございます。これに括弧書きで育児短時間勤務職員等の場合の定めを加えるものでございます。その方法を規則委任するものですが、育児短時間勤務の形態によって、その日数、時間数を減じるという内容となります。

続きまして、附則第4条での職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

これも新旧対照表がついてございます。これにより説明させていただきます。

まず、第4条の2の改正内容でございますが、これは育児短時間勤務職員等の給与の定めを新たに加えるもので、その内容は、短時間勤務により短くなる勤務時間の割合に応じて減じた給料月額とするという内容のものでございます。

次に、第10条でございます。文言の定義づけがさきの条例で行われたことによる字句の整理でございます。

第11条の改正ですが、時間外手当を定めている第1項本文にただし書きを加え、育児短時間勤務職員等の場合の取り扱いを定めるものであります。

その内容でございますが、一般のフルタイム職員の時間外手当につきましては、1時間当たりの給与額に100分の125、つまり25%の割り増し賃金を支給するという形になるわけでございますが、育児短時間勤務の場合は、育児短時間勤務をとっていない職員の場合、例えば1日でいきますと7時間45分までの間は、短時間勤務時間、例えば4時間というふうに割り当てられた職員がその時間を超えても、それは100分の125ではなく、あくまでも100分の100で計算をいたしますというような内容になるものでございます。

また、第2項の規定でございますが、これも週休日を振り替えた場合、1週間の勤務時間の状況、こういった中では100分の25の割り増しをするという場合が出てくるわけでございますが、これにつきましても、短時間勤務職員につきましても、短時間勤務をとっていない職員の時間に達するまではこの割り増しもいたしませんという内容のものでございます。

次に、第15条でございます。通勤手当に関する規定でございますが、第2条第2項の自動車等利用の手当支給額について、文言の整理とあわせて、育児短時間勤務職員等における支給額の調整をすることを追加するものでございます。

第16条の3でございます。期末手当に関する規定でございますが、期末手当基礎額を定めている第3項に育児短時間勤務職員等に関する定めを加えるものです。短時間勤務の時間に応じた支給額に調整するものであり、これは勤勉手当についても準用することになってございます。

次に、附則の第5条の関係でございます。これは職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。

これも新旧対照表をつけておりますので、これにより説明申し上げます。

まず、第7条第2項の改正でございます。これは今回の育児休業、短時間勤務とは直接関係ございませんけれども、正規の勤務時間が深夜に当たる場合の夜間業務手当の支給額、これが現行条例の中では、勤務1回当たり5,300円と一律で規定をしてございます。これを5,300円以内で規則で定める額に改めようとするもので、これは深夜の勤務時間数に応じて支給するという形に改めたいとするための改正でございます。

次に、第9条にはただし書きで育児短時間勤務職員に関する定めを加え、月額で定められている特殊勤務手当につきましては、短時間勤務の時間に応じた支給額になるようにするというための規定でございます。

次に、附則の第6条の関係でございます。これも新旧対照表を添付させていただいておりますが、この中身につきましては、さきに附則の第4条の関係で説明いたしました職員の給与に関する条例の一部改正と、条番号は違っておりますけれども、中身は全く同様のものがございます。ここの説明につきましては省略をさせていただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な提案説明であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

2番、堀議員。

●堀議員 第2条、育児休業することができない職員、法の第2条である程度定めているんですけれども、その第2条の4号、5号、6号というのは法にも明文化されていない任意規定だと思うんですけれども、総務課長にお聞きしたいのが、最近の子育てに係る嘆かわしい事件や事故、また、育児ノイローゼとかといったような、そういった話題とか、そういう話というものを一体どのように考えているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

今回の育児休業制度の改正という部分につきましては、ご案内のとおり、国を挙げて少子化対策ということで、子育ての支援をどういう形でしていこうかということでございまして、これは民間含めての育児を支援していこうという制度の一環でございます。

そうした中で、従来の制度をさらに広げまして、少しでも育児休業をとりやすいといいたいでしょうか、そういうような形に今回の制度が改まってきているという内容でございます。そういった中で、いろいろな形でも育児の形態というのはありましようけれども、やはり仕事と家庭生活、こちらのほうの両立ができないという中で育児そのものができる、つまり子育てそのものを敬遠するというようなことがないように、それをできるだけ避けるようにという制度というふうに私どもはとらえておりますので、こういった制度、申請等が参ったときにはそういうふうに対応していきたいというふうに当

然考えてございます。

それから、育児ノイローゼ云々という部分、これらについてはいろいろな要因がそこにはあるかと思えますけれども、こういった制度の改革がそういった部分の解消に幾らかといいましょうか、そういった部分の解消にも当然役立つといいましょうか、影響のあるものというふうに私どもはとらえてございます。

●議長（南谷議員） 2 番、堀議員。

●堀議員 私が問題にしたいのは第 6 号なんですよね。専業の配偶者がいる場合は育児休業というものをとることができない。やはりこれは第 7 条のほうにも出てくるんですけども、部分休業ができないという中では出てくるんですけども、本当に大変な時期、子供が夜泣きをしたりとかといったようなことで、奥さんばかり、専業の夫というのも最近だとは思いますが、そういう方も含めて、本当に大変なときといったものは、やはり夫婦そろって子育てに、やはり一緒になって子育てをするんだと。そういうものというのが私は必要じゃないのかなと思うんです。同じ期間とは言いません。例えば、専業の配偶者がいる場合、二月でも三月でもいいからそういうものを認めることができないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

今の制度の関係ですと、育児をするために基本的にはどちらかが育児に当たれる状態にある場合については、それは 2 人あわせて育児休業をとる、あるいは部分休業をとるということはできないというような制度になってございます。ただ、期間を定めて、一方では、ある一定の期間は男親が見る、引き続くある一定の期間は母親が見る、こういうようなことは可能な制度となつてございます。

それから、もう 1 点の関係でございますが、配偶者が、常態として常時見ているという親のほうで、これがいわゆる心身の疾病等によりまして育児そのものができる状態になっているという場合については、これは当然育児休業がそちらのほうで認められるという制度に相なっておりますので、そういった中での運用といいましょうか、そういう取り扱いになっているということでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 2 番、堀議員。

●堀議員 第 5 号ですね、育児休業を 2 人がとることができないということだと思えますけれども、これは法的にはどこかに載っているんですか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） これは法律の中では例示として、法律では法の第 2 条の中に記

載しております。括弧書きの中で、非常勤職員、臨時的に任用されている職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員。どちらか一方が既に育児休業しているような職員。こういった場合、その他条例で定める職員、今言いましたのは、法律でいっているのは例示ですから、それをあえて条例でまた再び定めているわけでございますけれども、この規定を受けて、例えば、育児休業の2条のほうでちょっとお話しさせていただきますけれども、その中で、条例の中で非常勤職員、臨時的に任用されている職員、それから育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員、つまりは、これは抜けた後を補充するために入った職員という意味ですけれども、それから定年の延長職員だとか、それから、既に配偶者が育児休業をとっているだとか、あるいは短時間勤務の部分承認を受けているだとか、そういった場合ですね。そういうようなもの、これが条例で定めているわけですが、この条例に定めている規定も、実は国家公務員のを定めている人事院規則、こういったものに準拠いたしまして、私どもの条例につきましてもそれをもとに定めさせていただいている、準用させていただいた考えの中で定めさせていただいているということでございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 現在の条例改正というのは、この後ろに地方公務員の育児休業等に関する法律というものの制定がある。もっと言うならば、その後ろに、先ほどの課長の答弁にもあったように、現在、出生率が1.2だとかいうような、非常に猛烈な勢いで日本の国が少子化をしてきている。そのことで、いわゆる子供がもっと日本でふえていかないと、子供がたくさん生まれてこないで日本の国の存立が危うくなるという危機感の中で、国がいろいろ施策を出していますよね。その少子化対策の一環であると。それで、このような法律もできた。これだけではなく、ほかにもいろいろやっていますけれども。それで、その法律の中には条例委任規定が幾つもありますので、それに従ってこの条例をつくったというのが背景だと思うんです。

それで、ここに参考資料その1というのを午前中に説明をいただきまして、その中には①②から⑥までいろんな制度がありますよということが書かれております。それは簡単に言うと、出産、育児に関して休暇をとれる、休業ができるということです、概略で言うと。しかし、これはそういう休暇をとりなさいという義務規定ではないですね。どこまでも、とることができますよという制度ですね。その点について、まず。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

おっしゃるとおりでございます。産前産後の休暇は別にいたしまして、そのほかの休暇につきましては、あくまでも本人の申請に基づくもの、それに対して承認を与えていくという内容のものでございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 産前産後の休暇はとらなければならないわけですか。これは母体の保護のために。それをちょっとお聞きしておきます。

それで、②以降は、まさにとることができるということは間違いないですね。

そうすると、今言った法律の背景、それから、法律によって条例委任規定があつて、条例をつくったというこの趣旨、そういうことから言いますと、実際にこういう制度をつくって、それが利用しやすい環境をつくらなければならない責務も町に出てくるといふふうに考えなければ、形だけができて、請求する権利はあるんですよと言うが実際には請求できないような環境であれば、これはうまくないわけですね。

ということで、ちょっと私も先ほどから説明をお聞きしながら、ふと思ったのは、今、厚岸町は財政的にも大変逼迫しておりまして、それで人員の削減というのも現実に行っていかなければならない。一人一人の職員にかかってくる仕事の量というか責務も大きくなってきている。その中で、うちにこういう子供ができて、産前産後あるいは育児ということが必要なんですという事情が出てきても、これはいわば個人的事情であるということになって、自分がその制度に基づいた休業といいますか休暇の、あるいは時間的なものだとかの請求をすることで周りの人たちの仕事により負担をかけてしまうというような状況が出てくると、現実にはなかなか請求ができなくなってしまうというような話は、これは厚岸町じゃないですよ、いろんな民間企業やなんかの話を聞いているとたくさん聞こえてくるんです。

そういう部分について、そうじゃなくて、きちんとかういうものについては、いわば国全体の、いわば国益の問題としての一たんを担う制度であるとなれば、少なくとも地方公共団体である厚岸町はその趣旨が貫徹できるような体制をつくっていかなければならない責務があると。具体的にそのあたりについてのお考えをお聞かせいただきたいわけであります。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

この制度運用していく上での一番の課題というのは、やはりそういった、今、室崎議員さんがおっしゃられたような部分にあるのかなという部分は、全体的にはいろんな説明会の中でも、やはり言葉として出てきますし、私どももそのような認識を持っています。

ただ、この法の趣旨につきましては、今るるお話しされましたように、少しでも育児のために、そちらに専念できる体制といいたいまいしょうか、そういうものを整えようという法の趣旨でございます。したがいまして、一応承認制という形にはなっておりますけれども、基本的に、著しくそれが公務とかこちらのほうの業務の遂行上に影響を与えるという以外については承認をするというのが大原則でございます。まずは、そういった形で承認に当たっての運用をしていかなければならないということでございます。

それと、さればすぐにでもとれる体制になっているのかということでございますけれ

ども、今の厚岸町の情勢、それから定員管理をしていく定員の中で、そのための余剰人員を常時用意しておくというようなことは、これはできかねます。ただ、こういった申請をした時点におきまして、それはやはり全体の体制の中で、その方が休業に入る、あるいは部分休業に入る、育児短時間勤務に入るというものには、きちっとした対応をしていかなければならない、このように認識をいたしてございます。

方法といたしましては、その抜けた部分の形を臨時的な補充で対応するという場合もあるでしょう、非常勤対応というような場合もあると。いろいろな、そのセクションに応じた仕事の中での対応の仕方というものが出てくると思いますので、そういったことを考えながら対応してまいりたいと、このように考えております。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 内容は大体わかったんですけれども、今回、この制度を厚岸町がきちんと導入していくということになりますと、人材の確保等でやっぱりどうしても必要な人を場合によっては失うこともあるわけですね。そういうことを考えると、今、医療だとか福祉だとか、そういう部分では非常に必要な人を確保するのが大変になってきているというふうに思うんですけれども、そういうことを考えたときに、この今回の条例というのは有効に働くのかどうなのか。今、厚岸町が抱えている、医師は余り厚岸町ではその該当、全国的に見れば女医さんを確保するという点ではさまざまな課題があって、これだけでは大変なのかなというふうに思いますけれども、看護師だとかそういう人たちを確保していく上では、この制度は有効に働いていくのかどうなのか、その辺ではどうですか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答えさせていただきたいと思います。

現実的には、育児休業という部分では、もう既に制度ができておりまして、既に走っているわけでございますけれども、そういった中で、私どもの厚岸町におきましても、この育児休業、いわゆる全期間を休むという部分でございますけれども、これについてはもう既に育児休業がとられております。これは看護師さん、それから保育士さん、保健師さんですね。それから、一般の職員もそうですけれども、そういった形の中でとられてきておりまして、とるといいましょうか、育児休業で抜けた後をカバーするというような体制の中で今日まで進んできてございます。

そういう形で進んできておりますので、とにかく、そういった形で抜けても、それを補うという部分について十分留意しながらこれからも取り組んでまいりたい、このように考えております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、課長が説明されたのは、育児休業は3歳までは認められていますね。ですけれども、今回のこの育児短時間勤務だとか、それから部分休業、これが新しく導入されることによって、そういう立場の人たちが、3歳から就学前までの間ありますよね、これについてはこういう制度が導入されることがいい効果を発揮するのかどうかということなんです。その辺はどうなんでしょう。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答えさせていただきます。

いい効果が発揮されるかどうかという部分で、育児をする側にしますと、それだけの選択肢が今度はふえてきたわけですから、そういった意味では育児のしやすいほう、いわゆるプラスにこの制度は働くというふうに考えておりますし、一方、職域側でございますけれども、これは、この制度というのはそういう支援をするという目的でつくられた制度でございますので、やはりその制度を利用したいという部分には、これには十分こたえていかなければならないという義務、これがあるというふうに理解をいたしております。

ですから、その手法といいましょうか、対応につきましては、それぞれの職種であるとか、どういったような勤務状態であるとか、そういうようなものによっておのずと変わってまいりますけれども、そういった、いわゆる申請、法に基づくそういう申請につきましては十分に対応していかなければならない、このように理解をいたしております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そういうふうにさせていただかなければ困ると思うんですね。

それで、結果的には、やはりこの制度を利用する側に立ってやっていただかなければ、職場の実態だけが先に走ってしまうと、結果的になかなか、制度はできたけれども利用はできないというのでは困ると思うんです。その辺について、やはりそれぞれの担当がきちんと目配りをしていただかなければ困るのではないかなというふうに思うんですが、もう一度お願いいたします。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答えいたします。

この制度制定の目的、趣旨に沿いまして、その辺については配慮をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「討論あり」の声あり）

- 議長（南谷議員） これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、堀議員。

- 堀議員 私は、本条例案、厚岸町職員の育児休業等に関する条例の制定について、その条例に対して反対の立場から討論をするものであります。

私が反対しようとする理由は、端的に第2条第6号並びに第7条第4号の規定であります。

真に子育て社会、少子化対策をしようとするのであれば、専業配偶者がいる場合であっても、短期間であれば育児休業できるようにしなければ、最近話題にもよく上る育児ノイローゼや、その他育児に係る嘆かわしい事件、事故をなくすことにはならないのではないかと私は考えるからであります。

一番手のかかる時期は、やはり専業配偶者だけに頼るのではなく、親として一緒に子育てに携わる、そういう育児社会の醸成というものが今本当に必要になっているのではないかと私は思っております。

よって、本条例案に反対するものであり、本条例案が一度廃案となり、問題部分というものを解決された後、再度提出されることを切に願うものであります。議員各位の見識のあるご裁可というものをよろしくお願いいたします。

- 議長（南谷議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（南谷議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第11、議案第29号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第29号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

このたび改正させていただきます内容は、本条例で規定している住民基本台帳カードの交付手数料を、3年間を期限として交付手数料を無料にしようとするものですが、平成15年度に導入された住民基本台帳カードの交付については、カード交付の費用1,500円のうち、市町村が交付事務費用として徴収する手数料を500円とし、残る1,000円は国が特別交付税で負担しているところであります。このたび国から、住民基本台帳カードの普及促進を図るため、住民基本台帳カードの交付手数料を無料とする市町村に対し、平成20年度から3年間に限り、1枚当たりの特別交付税を1,500円とする財政措置を講じ、住民基本台帳カードのさらなる普及促進を図ってほしいとの周知がございました。

住民基本台帳カードの活用につきましては、全国どこでも住民票の写しの交付申請ができるほか、転出届についても転出先市町村で届け出ることができ、住所を厚岸町に置いて町外で生活されているケースで考えますと、届け出が簡略されるなどのメリットがあること、さらには公的身分証明書としての活用ができることなどPRし、窓口申請者への交付サービスをしてきたところであります。

住民基本台帳カードを持たない場合でも、運転免許証などの写真つきの公的証明書の交付を受けている方にとりましては、とりたてて不便を生じませんが、本人確認のための手続に複数の書類を求められる事例が多くなり、運転免許証等のない高齢者を中心に普及を図っているところであります。

財政事情の厳しい中で、特定の個人に交付する住民基本台帳カードについて、普及拡大として交付手数料を無料にすることには本来はならないわけではありますが、国の財政措置がある期間を利用して、高齢者を中心に普及促進を図ろうとするものであります。

議案書のほう、28ページであります。

議案第29号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例ですが、改正内容につきましては、別紙、お手元に新旧対照表を配付させていただいておりますので参考にさせていただきたいと思います。

改正内容であります。附則の一部改正であります。

附則に次の2項を加える。

第3項であります。手数料を免除する期間であります。別表第1項第19号に規定します住民基本台帳カードの交付手数料について、平成20年4月1日から平成23年3月31日までとする規定であります。

第4項、適用除外の規定であります。カードの自己管理責任によりカードの紛失、焼失または著しく損傷して使用できなくなった際の再交付の場合には手数料の免除を適用しないとする規定でございます。

附則であります。改正後の条例は、平成20年4月1日から施行する規定でございます。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。
ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 いわゆる住基カードと言われるものですね。これは、現在、住基カードの発行数は全国で人口の何％ですか。1％超えたのかな。その点わかったら教えてください。厚岸町では何件出ていて、人口の何％ですか。

それから、今の話だと、国はなりふり構わず、何とか何とかということで、とうとうこんなもので地方公共団体にお金まで出しますよと言い出したということだと思うんですが、1枚当たり1,500円、これは補助金で来るんですか、交付税措置ですか。交付税措置ということになれば、基準財政需要額の項目に入るわけですね。1,500円来ると思ったら、いろんな計算があって、実際には何がふえたのというふうに交付税ならなりかねないんですが、今の説明のとき、何かちょっとそのあたりを聞き漏らしたので、この点についてもお答えをいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

議員のほうから、住基カードの交付状況の全国の人口に対する交付率はどうなんだというお話がございましたが、全国レベルでは私ども数値持っておりませんで、そのことについてはお答えできないことについて申しわけないと思います。

それで、市町村によりましては、住基カードの利用の状況によって人口に対して10％交付とかという自治体も現実には出ておりますし、なかなか交付が進んでいないという傾向は全国的にあるようでございます。

当町でございますが、制度が始まって以来、現在まで交付枚数は84枚でございます。人口に対する交付率は約0.7％というレベルでございます。そのほかに住民票の広域交付等の利用もございますが、カード自体の交付としましては今申し上げた数字でございます。

それから、国の財源措置のお話でございましたが、おっしゃるとおり、私も先ほど説明の中で申し上げたつもりでございましたが、国の財政措置は特別交付税で措置をするということになっております。現在も交付費用の1,500円のうち1,000円を特別交付税で措置をするということになっておりまして、市町村で500円を手数料としていただいているということでありまして、今回、国が申しております財政措置は、市町村の手数料を無料にして、特別交付税の措置として1,500円を需要額として算定をするという内容でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。

私は余り財政的には詳しくないので、非常に素人的な質問をするのでお許しいただきたい。一般交付税の場合には基準財政需要額と基準財政収入額というのがあって、大体、東京都以外は基準財政需要額のほうが上回っていますから、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた差額掛ける調整率でもって来るわけですね。だから、基準財政需要額の項目に入ったからって、その金 coming しているなんていうふうに思ったらとんでもない間違いだということになっているんだが、今、特別交付税ということでしたので、特別交付税の計算式、ちょっと私わからないので、その点、例えば1枚について1,500円なら1,500円特別交付税に入れますよということ、それは丸々1,500円が厚岸町に入ると考えていいのかどうか、この点についてご説明をいただきたいわけです。

それから、もう1点申し上げるんですけれども、ちょっと全国のなんていう意地の悪い言い方してごめんなさい。この前も新聞に出ていました、1.何%ですね、1%やっと超えたといって総務省もそれこそ涙流して喜んでいますよ。そのぐらいしか使われていないんです。

それで、そのふえたのは、何か *e-Tax* とかかって税金申告に使えるよということで、最初は住基ネットというのはこれしか使えなかったはずなんだけれども、いろんなものが今乗っかろうとしてきているんですけれども、それで少しふえた。それでやっと1%超えた。超えた、超えたと言って鬼の首とったようなことを言っていますね。それぐらいしか使われていない。どうしてかということは何も意味がないからです、住民にとっては。

課長は立場上言わなければならないんだと思うんだけど、いや、あれに使えます、これに使えますと言うんですけれども、現実には何の意味があるのかという程度の話しかないんです、いわゆる利用者側にとって。それは現実ですよ。やはり現実を踏まえておいたほうがいい。その上で、あとは厚岸町の財政の問題としてどうなのかということをはきちっと考えればいいのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 私からは特別交付税措置について答弁させていただきます。

議員ご承知のとおり、特別交付税につきましては、地方交付税総額の6%相当分が交付されるところでございます。12月にルール分が交付され、3月に最終の交付額が交付されるところでございます。

交付の手法といたしましては、地方公共団体が普通交付税で算定されない項目、いわゆる特殊財政需要額というものの決算見込みを申請いたします。その中にこの住基カードについての経費を要望いたします。ただし、12月交付のルール分ではなくて3月交付に算入されるところでございます。

その3月交付の内容でございますが、何に幾ら、何に幾ら、それぞれどういう項目に幾らという具体的な金額は明示されてきません。したがって、特別交付税の6%相当額について、それぞれのまちの特殊財政需要額として算定された中に含まれているけれども、例えば1枚につき、今、町民課長のほうから84枚交付したということに対して、

それに1,500円を掛けて幾ら来ているという数字は市町村に明示されては来ません。

したがいまして、簡単に申し上げますと、住基カードについて幾ら来ているということとははっきりわかるものではございませんので、ご理解願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 ざっくばらんな話をします。そうすると、今言ったように、特交、特交と言われている特別地方交付税というのはわからないという部分があるわけですね。そうすると、逆に言うと、こういう総務省がやっていなくて、協力してくれ、協力してくれというものをしないで飛ばせば、特別地方交付税に影響が出てくるおそれがあるということと言えるわけです。そうであれば、今の住基カードの問題は百歩譲って、厚岸町の財政というものにマイナスにならないようにしておいたほうがいだろうという議論に入っていくと思うんですが、その点はいかがでしょう。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

厚岸町の財政についてマイナスになるのではないかというご指摘でございますが、ルール上、交付税法上、特別交付税で措置をするという法の規定に基づき、6%相当を約1,800団体に特別交付税として措置されるところでございます。したがいまして、私どもといたしましては、当然、法に定められたとおり交付されているものというふうに理解せざるを得ません。

したがいまして、これを逆に申し上げますと、措置されているというふうに認識することが妥当ではないかというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

2番、堀議員。

●堀議員 実は私、この住基カードを2月につくったんですけれども、条例のこの提案を見て、あっ、失敗したかなと実は思ったんですね。4月以降であればただになります。私の場合は公的認証が必要だったものですから、どうしてもつくらなければならなかったもので、それはいいんですけれども、ただ、つくるときにそういう4月以降に手数料というものがこうなりますよとかという、そういう説明というのが一つぐらいはあってもよかったのかなと。

やはり、今、これから3月になって住民票が動く時期にもなります。そうすると、やはり住基カードというものをつくらうという方も、現行が0.7%ぐらいの交付率ですから、さほどないのかもしれないんですけれども、中にいたときには、4月からはこのように手数料が無料になりますよというような説明というのは、やはり一言加えていただきたいなというふうに思うんですけれども。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

議員おっしゃられるように、今、個人認証を利用して確定申告をすとかという利用が今年に入って自然的に件数がふえております。そういう意味で、今、窓口にお見えになって住基カードをつくり、電子認証をとられる方に対して、4月にとると無料になるかもしれませんというお話は、それは条例がない中ではそういう対応はできないわけでありまして、我々が議決をいただいた後にPRをしていくということについてはご理解をいただきたいと思います。

交付率0.7%という現実の中で、では、厚岸町は何を目的にPRをしていくのかというところの私どもの思いであります。先ほどもお話しさせていただきましたけれども、写真つきの免許証でありますとか、そういうものを持っていらっしゃる方につきましては、例えば、本人確認のための書類というものは、自動車の運転免許証であったり各種の許可証であったりというもので利用できるわけでありまして、その方々に対して我々が住基カードの交付対象の重点者としてPRをしていくということについては、そんなに優先度の高いものではないんだろというふうに思うのであります。

先ほど、84枚の交付と申し上げましたが、実は65歳以上の高齢者の利用も結構ございまして、84枚のうち33枚、約40%の方が免許証を持たない方々の利用であります。そういう意味で、4月以降の周知の第一優先は、そういった公的証明書として使える方々に重点的にPRをしながら、自然発生的に必要な方については、当然そういったPRをしていきたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「討論あり」の声あり）

●議長（南谷議員） これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、室崎議員。

●室崎議員 私は、本条例案に対して、本議案に対して反対の立場から討論を申し上げるものであります。

まず、第1に、住基ネットのシステムそのものについて私は大変疑念を持っております。

す。それは個人情報国やその他の機関によって勝手に使われる可能性が非常に大きい、このことについては、発足しても何年もたちますけれども、いまだにその疑念は消えておりません。憲法違反の議論については、昨日、最高裁で行政をなぞったような判決が出ましたけれども、これによって憲法論議が一段落するとは到底思えない。そういうような非常に問題を持ったシステムです。これについては時間もありませんから余り言いませんけれども、牛は10けた、人は11けたといわれております。要するに、一元管理をされていくためのものにすぎない。そして、利用者にとってはほとんどメリットがない。担当課長は今いろいろと苦勞しておっしゃっているけれども、こっち側に座ったら全然違う話をするんじゃないかなと私は思うぐらいです。したがって、それを一番端的にあらわしているのが、これだけ時間がたっても1%を超えるかどうかしか利用者がいないという、そのことがよくあらわしている。

翻って我が町です。我が町において、今、私は質問のときにお聞きしました。これによって厚岸町の財政が潤うのか。そうしたら、どうもそれもないようです。そうすると本質論に返って話をすることになるんだが、何で住基カードだけただにする必要があるの。住民票や印鑑証明のほうが町民にとってはずっと大事じゃないか。利用数だって物すごく多い。それについては手数料は上がっても下がらんでしょう。そして、一番少ない、利用価値のない住基カードだけをただにしていこうというのは、これはおかしい話だと、このようにしか言いようがありません。

したがって、いや、今回は住基カードもやります、印鑑証明もそうします、あるいは住民票もそうします、全部町民の利益を考えて手数料を免除しましょうというなら私はもろ手を挙げて賛成です。しかし、そうでない以上、これについて賛成はできません。

以上、私の反対の趣旨であります。どうか賢明なる議員各位のご賢察をお願いするものであります。

●議長（南谷議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

●議長（南谷議員） 以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（南谷議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（南谷議員） 日程第12、議案第30号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

- 福祉課長（土肥課長） ただいま上程いただきました議案第30号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

この条例の制定につきましては、保育に要する保育料を規定する厚岸町立保育所条例第5条に規定する保育所徴収金額表について、平成17年及び平成18年の二度の地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律による住民税と所得税のそれぞれの定率減税の段階的な改正が行われ、平成19年には住民税の定率減税7.5%がゼロに、所得税定率減税10%がゼロにそれぞれ廃止されたところではありますが、同時に税源移譲による住民税と所得税の税率が改正され、住民税の所得割においては税率が10%に統一され、さらに所得税の税率控除も見直され、最低税率が10%から5%に引き下げられた改正となっているところであり、これらの改正に伴い、本案を提出するものであります。

お手元に配付の議案第30号説明資料、厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

町の真竜保育所、厚岸保育所及び宮園保育所に入所した児童の扶養義務者からは、別表保育所徴収金額表に定める保育料を毎月徴収しています。現行の保育所徴収金額表は、冒頭で説明申し上げました税制の改正を受け、昨年3月の第1回厚岸町議会定例会において、階層区分の定義を変更し、保護者の負担増とならないよう一部改正をいただきましたが、引き続いた税源移譲の税制の改正の結果、算定基礎となる税源が変動し、現行規定のままでは低所得家庭では階層が引き上がる場合もあります。また、税階層以上の所得税を負担する家庭では階層が引き下がることで、全体では保育料が減額となり、大きな影響を受けることとなることから、算定される保育料に変更が生じないよう、新たな定義に改めるものであります。

具体的な改正内容ですが、影響を受けますC2からD12の上限額までの階層定義をそれぞれ改める内容で、現行のC2及びC3階層では、住民税のうち市町村民税の額による区分となっていますが、現行4,400円未満と以上の区分を定率減税7.5%の廃止で減税前の4,800円に、市町村民税のみでは税率が2倍となっていることから9,600円に改めるものです。

次に、現行のD1からD12の階層では、前年分の所得税の額による区分とするものですが、D1階層の現行1,100円では、定率減税10%の廃止で、減税前の税額1,300円から課税標準額を求めますと1万3,000円となることから、この額に新たな税率である5%を乗じた額650円の100円未満を切り捨てた額の600円に改めるもので、最低税率のみ適用となる階層では基本的に2分の1の額となるものです。以下、D2からD12階層までを、同様に定率減税前の額を求め課税標準額を割り出し、新たな税率を乗じて得た税額の100円未満を切り捨てた額に改めるものでございます。

議案書の29ページをお開きいただきたいと思います。

附則でございます。

1項として、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

2項として、この条例による改正後の厚岸町立保育所条例の規定は、施行日以後の入所に係る保育料について適用し、施行日前の入所に係る保育料については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第13、議案第31号 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（久保課長） ただいま一括して上程いただきました議案第31号 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第32号 厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第33号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

このたびの3件の条例改正は、平成18年6月21日公布の健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、現行の「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められ、平成20年4月1日から施行されること、さらには、これにあわせて後期高齢者医療制度が始まることを受けて、それぞれの条例で引用している法律名及び条文等を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、お手元に配付のそれぞれの条例新旧対照表で説明させていただきます。改正しようとする部分はアンダーラインで表示をさせていただいております。

まず、議案書30ページであります。

議案第31号 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

新旧対照表をごらんください。

第2条は定義についての規定ですが、第3項の医療保険各法に第7号として高齢者の医療の確保に関する法律の規定を加えるものであります。これは高齢者医療確保法で規定された後期高齢者医療制度が新たな医療保険として創設されたことによるものであります。

第4項は、現行規定のアンダーライン部分、重度心身障害者については、老人保健法の規定による医療に関する給付を含むとあるのを削る規定であります。これは前項の改正同様に、高齢者医療確保法による後期高齢者医療制度が医療保険として創設されることにより、不要となる規定を削るものであります。

第7項は基本利用料の規定ですが、引用する法律及び条番号についてそれぞれ改めるものであります。

次のページをお開きください。

第3条は助成の対象についての規定ですが、第3条の各号は助成の対象から除くものについての規定であります。第3号は、重度心身障害者で助成の対象外となる方についての規定です。アンダーラインのある現行条例ウの規定は、老人保健法等の規定により医療給付を受けられる方及び医療保険各法で老人保健法の医療給付と同等の給付が受けられる場合について規定しているものであり、改正案では、第3号のウとエに分割した改正となっています。改正案の第3号ウでは、65歳以上で高齢者医療確保法の規定によるとの書き出しになっていますが、これは65歳以上74歳までの重度心身障害者等の場合、高齢者医療確保法では、本人の申し出により後期高齢者医療の被保険者にならない選択が認められることになることから、この選択をした方について規定する改正であります。

第7条は、医療を受けようとするときの受給者証の提示規定であります。受給者証とあわせて提示することとしていた健康手帳について、平成20年4月1日から高齢者医療確保法の規定から健康手帳の規定がなくなるため、規定を削除するものであります。

議案書31ページにお戻りいただきたいんですが、附則であります。改正後の条例は、平成20年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案書32ページ、議案第32号でございます。

厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新旧対象表のほうをごらんください。

第2条は用語の定義についての規定ですが、第7号、基本利用料の規定中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」と改め、引用規定の条番号についてそれぞれ読みかえの改正をするものであります。

議案書32ページであります。附則であります。改正後の条例は、平成20年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案書33ページ、議案第33号であります。

厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新旧対象表のほうをごらんください。

条例第7条は費用の免除について定めておりますが、第1号において「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、引用条項を第25条第1項（老人保健事業の給付対象者に関する規定）から、「第50条」（後期高齢者医療制度の被保険者に関する規定）へと改め、字句の整理を行うものであります。

議案書33ページであります。附則でございます。この条例は平成20年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、大変雑駁な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

（「議事進行」の声あり）

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 議運の委員長でありながらこんなこと言うのあれなんですけれども、この後の議案第34号から議案第36号について、おとといの議運の報告で、条例審査特別委員会にこれらの案件を付託して審査をするということになっています。そういう報告をしているので、できましたら今回のこの3件についても条例審査特別委員会のほうで審査をするというふうにしたほうがいいのではないのかなというふうに思うんですけれども、皆さんに取り計らいをお願いしたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時31分再開

●議長（南谷議員） 今、10番、谷口議員のほうから議事進行がかかりまして、ただいま上程されている議案につきましても特別委員会との関係もあり、この関係について一度議運で特別委員会にする云々も含めて、取り扱いについて議運のほうで協議をするべきというご意見もありますので、皆さんのご承認をいただければ議運でこの扱いについて協議を決定させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） それでは、議運開催のため暫時休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後 3 時30分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

10番、谷口議員。

- 谷口議員 大変貴重な時間、皆さんに時間を煩わして大変申しわけありません。

ただいま休憩中に議会運営委員会を開会し、議案第31号から議案第33号の審議方法について協議をいたしました。本件につきまして、条例審査特別委員会を設置し、これに付託し会期中に審査することといたしましたのでご報告いたします。

以上であります。

- 議長（南谷議員） 本3件の審査方法についてお諮りいたします。

本3件の審査方法については、議長を除く15人をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本3件の審査方法については、議長を除く15人をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩します。

午後 3 時31分休憩

午後 3 時36分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第14、議案第34号 厚岸町後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第35号 厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題いたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第34号 厚岸町後期高齢者医療に関する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

議案書34ページでございます。

厚岸町後期高齢者医療に関する条例ですが、平成20年4月1日から施行される高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、後期高齢者医療制度がスタートすることに

なりますが、この事務処理に当たっては、北海道後期高齢者医療広域連合を設置し進めているところであります。

具体的事務処理については、同広域連合規約で広域連合の処理する事務と市町村が処理する事務を規定しているところですが、厚岸町が行う事務となっている事務のうち、保険料の徴収に係る規定及び広域連合条例で規定している事務のうち、被保険者からの申請などの受け付けや広域連合が行う事務処分に係る通知等の被保険者への引き渡しを町が行う規定を町条例として制定する必要があることから提出させていただいたものであります。

議案第34号 厚岸町後期高齢者医療に関する条例の制定についてですが、参考資料としまして、資料1、厚岸町後期高齢者医療に関する条例施行規則案及び資料2としまして、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を配付させていただきましたので、参考にさせていただきたいと思います。

本則でございます。

第1条は趣旨規定であります。厚岸町が行う事務は、法令、広域連合条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

第2条、厚岸町において行う事務であります。保険料の徴収、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条、同施行規則第6条、第7条に規定する事務のほか、第1号から第8号までの事務を行う規定であります。

第1号、葬祭費の支給申請書の受け付け、第2号、保険料の額の通知書引き渡し、第3号、保険料の徴収猶予に係る申請書の受け付け、第4号、保険料の徴収猶予の申請に対する広域連合が行う処分の通知書の引き渡し、第5号、保険料の減免に係る申請書の受け付け、第6号、保険料の減免申請に対する広域連合が行う処分の通知書の引き渡し、第7号、保険料に関する申告書の受け付け、第8号は、前各号に掲げる事務に付随する事務であります。

35ページをお開きください。

第3条は、保険料を徴収すべき被保険者の規定であります。

第1項、厚岸町に住所を有する被保険者、第2項、高齢者医療確保法第55条の規定の適用を受ける被保険者であります。これは病院への入院、あるいは障害者自立支援法、老人福祉法などの規定による施設に入所している被保険者に対する規定でありまして、北海道広域連合の区域外の入院・入所した際の住所地ではなくて、この方々は住所変更前に住所を有していた北海道内の市町村が当該市町村の後期高齢対象被保険者として保険料を徴収するという規定であります。

第4条は、普通徴収に係る保険料の納期であります。第1期7月から第9期3月までとするものであります。第2項は町長が別に定める納期等の規定であり、第3項は納期ごとの分割金額の端数処理等の規定であります。

第5条は保険料の督促、第6条は延滞金に係る規定であります。

第6条第1項、納期限後に納付する納付金額が2,000円以上であるとき、年14.6%（1カ月以内の場合は年7.3%）の割合の延滞金を加算すること、100円未満の端数及び延滞金が1,000円未満であるときは納付を要しない規定であります。第2項は延滞金算定の年当たりの割合規定、第3項は町長が特別な理由があると認めたときの減免規定でありま

す。

第7条は規則への委任規定であります。

第8条から第10条は罰則規定であります。

第8条は、正当な理由がなく、文書その他物件の提出、提示を命ぜられてこれに従わず、または職員の質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁に対し、10万円以下の過料に処する規定であります。

第9条は、偽りその他不正の行為により、保険料、徴収金の徴収を免れた場合、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する規定、第10条は、過料の額は情状により町長が定めるなどの規定であります。

次に、附則であります。

附則第1条は施行期日であり、制定後の条例は平成20年4月1日から施行する。

第2条は、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例であります。第1項は、平成20年度の納期を4期10月から9期3月までとする規定であり、次のページの第2項は、これによりがたい納期を別に定める場合は、10月1日以後の時期とする規定であります。

第3条、延滞金の割合の特例であります。当分の間の特例として、第6条の第1項に規定する延滞金の年7.3%の割合についての特例規定であり、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には特例基準割合とする規定であります。

次に、議案第35号、議案書38ページでございますが、厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

平成20年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることとなりますが、同法第20条の規定による特定健康診査及び第24条の規定による特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられたところであります。

国民健康保険においては、国民健康保険法第72条の5に特定健康診査等を実施する規定をしているところであり、厚岸町国民健康保険条例において特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する規定をするものであります。あわせて、葬祭費の支給に関し他保険者との併給を行わないための規定を追加することとなったことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、別紙、お手元に条例の新旧対照表及び条例施行規則改正案と規則新旧対照表を配付させていただきましたのでごらんいただきたいと思います。

条例改正の内容は新旧対照表のほうで説明をいたします。

新旧対照表のアンダーラインを引いてある部分が改正事項であります。第6条第2項は、第7条葬祭費に第2項を追加することに伴う文言の追加であります。

第7条第2項は、葬祭費の支給に関し、他保険者との葬祭費の併給を行わないための規定の追加であります。

第8条第1項は、国民健康保険法第72条の5に規定する特定健康診査等を実施する旨の規定の追加であります。同項において、現行条例の第4号成人病その他の疾病の予防、第5号母子保健、第6号栄養改善を削り、第7号を第4号とするものですが、第4号成人病その他の疾病の予防及び第6号栄養改善事業については、改正後の保健事業の規定にある特定健康診査等の事業で実施することになること、さらには、第5号母子保健事

業についてですが、厚岸町は昭和54年まで国保事業で保健婦を配置をして保健事業を実施してきた経過がございます。母子保健法の規定に基づく母子保健事業についても、国保事業の保健事業として条例に規定していたものであります。現在、母子保健事業は一般会計事業で実施しており、本来ですと国保保健婦の配置がなくなった時点で事業の精査をし、条例の規定から削るべき規定でありましたが、その事務処理が遺漏していたことから、このたびの改正で規定から削除することとしたものであります。

同条第2項は、第1項に規定する特定健康診査等の実施に関し必要な事項を別に定めることとする規定の追加であり、別に定める内容は、本条例施行規則において特定健康診査に要する費用の自己負担額を1,000円と規定する予定であります。

第10条及び第11条については、引用する法令の表記についての文言の整理であります。

次ページ、附則であります。改正後の条例は平成20年4月1日から施行する規定であります。

次に、議案第36号の説明に移らせていただきます。

議案書40ページでございます。

議案第36号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第83号）によりまして地方税法の一部改正がされ、65歳以上74歳までの国保世帯主について、後期高齢者医療制度同様に保険税を老齢年金等から特別徴収することとなり、平成20年4月1日から施行されることに伴い、厚岸町国民健康保険税条例において国保税の特別徴収項目などを規定するものであります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に新旧対照表を配付させていただきましたので、新旧対照表で説明させていただきます。

現行、改正後、いずれも改正部分はアンダーラインで表示しておりますが、改正後の第9条、徴収の方法は、新たに追加した規定であり、保険税の徴収方法について、特別徴収による場合を除き普通徴収の方法による規定を加えるものでございます。

現行の第9条、納期の規定は、改正後の第10条に条番号を繰り下げ、徴収方法に特別徴収が追加されたことによる、普通徴収によって徴収する納期の文言を追加し、現行第10条、納税義務の発生、消滅等に伴う賦課では、改正後の条番号を第11条に繰り下げ、規定中、当該条例から引用する条番号に変更が出るため、第11条を第19条に改めるものでございます。

改正後の第12条から第18条は、特別徴収に係る規定の追加であり、第12条第1項は、納税義務者が老齢年金等の支給を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の世帯主である場合は、国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収することができる規定であり、同条第2項は、当該年度の4月2日から8月1日までの間に新たに特別徴収対象の被保険者になった場合についても、特別徴収の方法によって徴収することができる規定であります。

第13条は、特別徴収について、老齢年金等給付の支払いをする年金保険者を特別徴収義務者とする規定であり、第14条、特別徴収税額の納入義務等は、年金保険者が徴収した保険税を納入する方法を規定するものです。

第15条は、被保険者資格喪失等の場合の通知等を規定するものです。

第16条、第17条の規定で仮徴収という文言が出てまいります。次の条項に入る前に、仮徴収がなぜ必要かについて少し説明を加えさせていただきます。

国民健康保険税の賦課期日は、当該年4月1日でございます。賦課事務は当該年度の課税所得を確定後、6月30日に賦課処理を行い、確定された保険税は7月から翌年3月までの納期で通知されます。年金からの特別徴収が規定されたことにより、特別徴収のための町からの年金保険者への通知は7月31日までとされ、このデータに基づいて10月支給の年金から徴収することになります。10月以降の年金支払い月は10月、12月、2月の3回でありまして、この3回で1年分の国保税を負担するという現象が出てくるため、介護保険における特別徴収に準じて、10月以降の特別徴収保険税は10月から翌年3月の6カ月分を3回に分けて徴収することとされています。介護保険では4月から9月分に係る介護保険料については仮徴収として保険料の特別徴収を行っており、保険税の特別徴収においても同様の手法を規定しているものであります。

それでは、次の条項の説明に入ります。

第16条であります。既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収の規定は、4月から9月分までの国民健康保険税を仮徴収として特別徴収する規定でありまして、その対象となる方は、前年の10月1日から翌年3月31日までの間特別徴収の対象であった方とする規定であり、同条第2項は、仮徴収による納付額が決まった後において世帯に特別な事情があったと認めた場合の仮徴収に係る規定であります。

第17条は、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収規定であり、平成21年度から適用が発生するものでございます。

第1号の規定は、8月2日から10月1日までの間に対象となった場合は、翌年度の4月1日から9月30日までの保険税について仮徴収する規定です。第2号の規定は、10月2日から12月1日までの間に対象となった場合は、翌年6月1日から9月30日までの保険税について仮徴収する規定です。第3号の規定は、12月2日から翌年2月1日までの間に対象となった場合は、翌年8月1日から9月30日までの保険税について仮徴収する規定であります。

第18条の普通徴収税額への繰り入れ規定は、特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払いを受けなくなった場合の取り扱い規定であります。第1項は、徴収されなくなった保険税がある場合は普通徴収の方法によって徴収する規定であり、第2項は、特別徴収で納入された保険税が特別徴収で徴収すべき保険税を超過している場合において、特別徴収対象被保険者の保険税に未納があった場合は未納分に充当する規定でございます。

次に、現行条項の第11条から第15条は、改正後は第19条から第23条に条番号を繰り上げるものであります。

次に、附則の第2項から第16項についてですが、規定中引用している第11条、国民健康保険税の減額規定の条番号を、改正後の規定で第19条に改めるものであります。

議案書43ページへお戻りください。

附則であります。

第1項は施行期日で、改正後の条例は平成20年4月1日から施行する規定です。

次に、適用区分であります。第2項、次項に定めるものを除き、改正後の厚岸町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるという規定であります。

第3項、新条例第17条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する規定であります。

附則の第1項の規定で改正後の条例の施行日は平成20年4月1日としているところですが、改正後の条例の規定による今年度の特別徴収は平成20年10月1日からとなります。

4月以降、65歳未満の被保険者が属する世帯は対象外であること、それから、国保保険税と介護保険料の合算額が年金給付額の2分の1を超える場合は対象外であることなど、特別徴収の対象にならない場合の周知も含めて、新しい制度のPRによる周知を図っていくこととしております。

以上、大変簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 本3件の審査方法についてお諮りいたします。

本3件の審査方法については、さきに設置された議長を除く15人をもって構成する条例審査特別委員会に付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

（「10番」の声あり）

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 資料をお願いしたいんです。

今回、条例が制定されることによって、国保だとか老人医療費だとか行ったり来たりなってくると思うんです。それで、できましたら、私たち予算を先に審査するわけにいきませんので、予算明細書のこの部分が今度は年金から引きますよだとか、それから、この部分は後期高齢者のほうに移りますとか、そういうわかりやすい資料をもしできればお願いしたいんですが。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ちょっとご確認させていただきます。

国保会計、それから老人保健会計、後期高齢者会計、これらの3者のいわゆる予算額の相関関係といいますか、行き来に関する資料ということでよろしいでしょうか。

●谷口議員　そうです。だから、できたら、明細書がありますよね、予算の明細。これのこの部分がこっちへ来ますよ、あっちへ行きますよというような感じで出してくれば非常に助かるんですけれども。

●税財政課長（佐藤課長）　予算説明資料ですね。

●谷口議員　そうそう。

●税財政課長（佐藤課長）　わかりました。それでは、この3会計について資料をつくって提出したいと、このように考えております。委員会開会までに準備をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

●議長（南谷議員）　本3件の審査方法については、さきに設置された議長を除く15人をもって構成する条例審査特別委員会に付託し、会期中に審査することに決定しました。

●議長（南谷議員）　日程第15、議案第37号　厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長）　ただいま上程いただきました、議案書44ページ、議案第37号　厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成17年度の税制改正において、高齢者の非課税限度額の廃止によって介護保険料の上昇額が大幅になる方が存在するため、この影響を受ける方々に、地方税法上、平成18年度及び19年度の2年間の経過措置が設けられましたことから、厚岸町においても介護保険料の激変緩和措置を2年間講じてまいりました。このたびの改正は介護保険料が住民税の課税非課税区分に大きく影響することから、これを考慮いたしまして、平成20年度においても平成19年度と同じく激変緩和措置を講じることができるよう介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令が改正されましたことに伴いまして、厚岸町介護保険条例の一部を改正し、介護保険料の激変緩和措置を延長しようとするものでございます。

お手元に配付の厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明させていただきますと思います。

附則第7条、見出し部分でございますが、介護保険料率の特例適用年度につきまして、平成18年度及び平成19年度から、平成18年度から平成20年度までの各年度に改めようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。

附則第7条第2項でございます。第2項の次に第3項を追加し、第2項と同様、第1

号から第7号にわたりまして平成20年度における介護保険料率の特例額を規定して平成19年度の激変緩和措置を平成20年度まで継続しようとするものでございます。

詳細につきましては、別に提出させていただきました議案第37号参考資料、これによりましてご説明申し上げたいと存じます。

現行条例中、平成20年度の保険料率が激変緩和措置によって平成19年度と同様に算定されることとなるものでございます。

附則第7条第3項第1号から第3号については、参考資料の中段、第4段階のところをごらんいただきたいと存じます。

第3項第1号、第1段階から第4段階へ負担段階が異動された場合には、平成20年度年額4万2,800円となるところでございます。また、第3項第2号、第2段階から第4段階へ異動された場合には、これも4万2,800円となるものでございます。また、第3項第3号、第3段階から第4段階へ異動されました場合には4万6,900円と算定されるところでございます。

次に、附則第7条第3項第4号から第7号につきましては、参考資料の下のほう、第5段階のところをごらんいただきたいと存じます。

第3項第4号、第1段階から第5段階へ負担段階が異動されました場合には、平成20年度年額5万1,600円となるところでございますし、第3項第5号、第2段階から第5段階へ異動された場合には、同じく5万1,600円となるところでございます。第3項第6号につきましては、第3段階から第5段階へ異動された場合に該当いたしますが、5万5,700円、それから、第3項第7号、第4段階から第5段階へ異動された場合には5万9,800円にそれぞれ算定をされるところでございます。

恐れ入りますが、議案書45ページにお戻りをいただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、改正によります影響額でございますが、介護保険料の軽減額は、納入者の13%に及びます442件、296万9,000円と見込んでいるところでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますけれども、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第16、議案第38号 厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） ただいま上程いただきました、議案書46ページ、議案第38号 厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、介護保険法に基づき厚岸町が提供してまいりました介護サービス事業のうち、厚岸町職員によって要介護者に介護支援計画を作成し運営してまいりました指定居宅介護支援事業所及び医療制度改革関連法により国から療養病床の再編成の方針が示されたところの町立厚岸病院によって運営してまいりました指定介護療養型医療施設を、平成19年度末をもって廃止することといたしたく、厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正しようとするものでございます。

厚岸町指定居宅介護支援事業所については、平成12年4月1日から厚岸町職員の介護支援専門員によってケアプランを作成し、要介護認定者を支援してまいりましたが、町内民間事業所が介護支援専門員を充足して、介護支援計画を作成し、要介護認定者を支援する体制が整いましたので、8年を経過した厚岸町指定居宅介護支援事業所については、民間にその役割を委ねることとして、北海道に対しまして指定更新申請を行わず、廃止しようとするものでございます。

また、町立厚岸病院においては、指定介護療養型医療施設を設置し、施設介護サービスの提供を行っておりますが、町立厚岸病院の指定介護療養型医療施設につきましては、正式な指定を受けるためには設備の基準と人員の基準を満たす必要がございましたが、当該事業所はそのうちの医師数のみが不足しているために、すべての基準要件は満たさないものの、指定介護療養型医療施設として事業実施を希望する病院側の意向により、北海道から特別に充足しているとみなされて、みなし指定を受けていたものでございます。この北海道からのみなし指定期限が平成20年3月31日をもって満了することとあわせ、現在の介護療養型医療施設19床は国の施策による再編対象施設でもありますことから、平成20年4月1日より、町立厚岸病院内において医療療養型病床へ転換することといたしまして、平成20年3月31日をもって介護療養型医療施設を廃止しようとするものであります。

このたびの改正は、これら廃止しようとする介護サービス事業に係る関係規定を整備しようとするものでございます。

お手元に配付の厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明を申し上げたいと存じます。改正しようとする部分はアンダーラインによって表示してございます。

第1条でございますが、今回廃止対象の施設及び事業名を削りまして、字句の整理を行うものでございます。

第2条につきましては、厚岸町が行う介護サービス事業から、第4号において廃止しようとする居宅介護支援に係る引用法令条項を削ろうとするものでありますし、また、廃止しようとする介護療養施設サービスに係る引用法令条項を規定した第5号及び第7号を削り、現行第6号について第5号に繰り上げようとするものであります。

第3条であります。第2条の改正に伴いまして、第2条から引用したところの第7号及び第6号を削りまして、それぞれ字句の整理を行うものでありますし、次のページの第3条第1号に列記しております事業所のうちから、第1号エにおいて居宅介護支援に係る字句を削ろうとするものであり、また、廃止しようとする介護療養施設サービスに係る事業所を規定した第1号オ及び第1号キを削りまして、現行第1号カについて第1号オに繰り上げようとするものであります。

次に、第3条第2号イにおいて、現行第2条の改正に伴いまして、第2条から引用していたところの第6号について第5号に変更しようとするものであり、また、現行第2号エに規定していた介護療養施設サービスを廃止しようとして、これに係る事業所の場所及び所在地の規定を削るものであります。

3ページ、第4条であります。第2条の改正に伴い、第4条第4号から廃止しようとする居宅介護支援の対象者である居宅要介護被保険者を削ろうとするものであり、また、廃止しようとする介護療養施設サービスの対象者を規定した第5号及び第7号を削り、現行第6号について第5号に繰り上げ、字句の整理をしようとするものであります。

第5条につきましてはサービスの利用規定になりますが、第4条の改正に伴い、第4条から引用したところの第7号を改正後の第5号に改めようとするものでございます。

6ページ、現行第6条、利用者負担及び実費に相当する費用の規定でありますけれども、第1項第3号中ア及びイについては、廃止しようとする居宅介護支援に係る規定でございますが、これを削り、字句を整理しようとするものでございます。

次の第4号及び7ページの第6号でございますが、廃止しようとする介護療養施設サービスに係る規定であり、これを削ろうとするものであります。

7ページの上段、第5号につきましては第4号に繰り上げ、前第4条の改正に伴う引用部分を現行第4条第6号から改正後の第4条第5号に改めようとするものでございます。

次の8ページ、下の段になりますが、第6条第2項及び第3項でございますが、前第2条の改正に伴い、引用しております現行第7号を改正後の第5号に改めようとするものでございます。

9ページ、第7条でございますが、引用条文第2条各号の改正に伴いまして、現行規定を改めようとするものでございます。

恐れ入りますが、議案書47ページをごらんいただきたいと思います。存じます。

附則であります。施行期日につきましては、この条例は平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

1 番、音喜多議員。

●音喜多議員　今回、そういう法律に基づいてやらざるを得ないのでしょうけれども、現在のところ、町立病院の中にこの該当者というか、何名いて、そして、この3月31日で廃止された場合に民間のほうにということが確保されましたよと。現実には釧路市かどこかに行かざるを得ないのだろうと思うんですが、その辺のところ、現在の入居者等、人数を含めて状況についてご説明いただきたいと思います。

●議長（南谷議員）　病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長）　町立病院の介護療養型に入っている人数でございますけれども、現段階で17名おります。3月までに退所予定の方は3名であります。基本的には、今、みなし規定の中にありますので、今年度中でこの療養ベッドを変えなければいけないんですけれども、施設的には今後議論されるであろう特別養護老人ホームの増床の問題があるということでもあります。その中で介護施設に入れる順番が回ってきた方については、そちらのほうに退所願う形になっておりますけれども、結果的には、特別養護老人ホームができなければ退所できない方もおられるかというふうに思います。そういう関係におきましては、医療療養型の中でその利用者については見ていくということで内部的に整理をしている状況でありますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（南谷議員）　1 番、音喜多議員。

●音喜多議員　医療療養型という、病院運営にしてみれば、収入から考えれば医療療養型で押さえたいというのが正直な話ですね。どこの施設も医療療養型だったら置いておけるといえるのか、しかし、介護型では採算合わないとか、そんなことから、どこの施設も病院事務長が大変な状況にあるとか、病院経営上非常に問題があるというふうにいわれているわけですが、とりあえず、そうすると厚岸町としては医療療養型は残るわけですから、そこに今言われた数字の3名含めて、行けないと言ったら変ですが、特老ができるまでですね、どうしても家族の状況があるでしょう、ここから出れないとか、厚岸町から、それこそ、そうすると親を一人釧路市へやるということになるわけですが、それも車があって、自分が時間があって、あれであれば親を見にいくとか、洗濯物を含めて手配するということもできましょうけれども、そういういったことができない人方は、やっぱりどうしても何名か私は残ると思うんですよね。

ですから、法律とか、そんな状況ではちょっとまずいのではないかなとか、とんでもないことになってしまうんじゃないのかなと思っていたんですが、そのみなし規定の中で何床か療養の中に一時お願いして、一刻も早く心和園のほうが増床になってと、そういう対応がとれればいいわけですが、将来的にとか、この1年間の中で、どうなんでしょうかね、そういう悲惨な目に遭わせないとか、今の残られる方とか出られる方も含めて、病院の事務長としてはその辺は聞いていると思うんですが、その辺の状況をちょっとお知らせいただければと思います。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 介護と医療というのは、基本的に言うとクロスをしているというんですか、医療療養型に入っている方については介護が出ません。介護に入っている方については医療が出ません。ですから、医療療養型に変えるということは、介護の人を預かる、介護度の高い人を預かるということは、逆に言うと医療度がないということになります。逆クロスになっております。

ですから、そういう意味では、経営のことを考えてしまうと、民間ではいろんなやり方があるようでございますけれども、私たちは公的病院、使命もありますし、そういう中で特別養護老人ホームのほうに9床の部分、できれば入院とかのベッドの移行、結果的には、今17名と言いましたけれども、3名の方が退所もしくはほかの施設に行く予定になっておりますので、3月末には介護型に今いる方については14名程度になろうかなと思います。基本的には、介護度4・5の方がおりまして、9ベッドが基本的には介護の施設が必要な方というふうに病院では認識をしております。

ですから、この方々が先に申し込んでおられる介護入所施設というんですか、そこに行けないとするなれば、特別養護老人ホームができるまでの間、我々のあくまで考えですけれども、町長、今年の方針の中で出していますから、来年度にはできるだろうというふうに考えますと、その辺のことを含めて移行ができる。スムーズな移行ができる形で町立病院としては運営をしていきたいというふうに思っていますので、いわゆる介護療養から医療療養に変わるという説明は患者さんにはいたしますけれども、基本的には心配なく、責任を持った今までの患者さんの預かりについては進めていきたいと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 厚岸町が悪いとか病院が悪いとかではなくて、基本的には国の考え方がころころ変わって、本当に今は在宅で見なさいと。一時はそういう施設をつくってと、しかし、また逆にそういう施設はつくらないと。そして在宅で見なさいと。しかし、どうしても在宅で見れる方がいれば、それはそれでいいでしょうけれども、できない家庭もあるわけですから、ぜひその辺はしっかりと対応いただきたいというふうに思います。

ほかの町の人でありませんし、今までこの厚岸の町で一生懸命頑張ってこられた方々がそういう状況にあると私は思いますし、その点は少しは厚岸町も今そのことを考えているわけですが、その反面、病院の経営上も考えれば、一刻も早くその点は解消しなければならないという病院経営上の問題も考えられますけれども、今言われたような厚岸町の住民、先輩をやはり大事にしていきたいという視点から、路頭に迷わすことのないような措置の仕方をしていただきたいというふうに思いまして、終わります。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

- 病院事務長（斉藤事務長） どうしても在宅で帰れない方々についての介護施設の入所という、病院は中間施設的なものでありますから、そういう中の使命をきちんと果たしながら、先輩というんですか、今までこの地域で頑張ってこられた方々についての労に報いていきたいと思います。

以上であります。

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第17、議案第39号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

- 病院事務長（斉藤事務長） ただいま上程いただきました、48ページ、議案第39号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由について説明をさせていただきます。

先ほど、前条例の中でも説明がありましたけれども、平成18年6月14日に医療制度改革関連法が成立いたしまして、国から療養病床の再編成の方針が示されております。その内容につきましては、平成24年3月までに病院の介護療養病床の廃止と医療療養病床の削減をして、老人保健施設、ケアハウス、特別養護老人ホームなどの介護施設に変更し、医療から介護への移行を求めているものであります。しかし、当院のように医師不足により、現在、みなし指定の中にある指定介護療養医療施設につきましては、20年3月までにその転換先を決めなければなりません。

以上のことから、当院の療養病床の再編成に当たっては、より地域における拠点病院としての機能を生かすことができること、さらに、医療と保健福祉への橋渡しが行える病床として存続させる観点に立って、平成12年4月に指定を受けた指定介護療養型病床19床を、療養病床として最初の指定を受けた病床に戻すものであります。

なお、平成20年度中に特別養護老人ホームの増床計画による町全体の介護療養ベッドの整備と今後の療養病床の施設基準等をあわせまして、療養病床の見直しを今後の中に

において行う予定にしております。

また、今回、健康保険法及び老人保健法における診療報酬がこの4月から改正されます。今までリハビリテーション診療は診療報酬の範囲の中で定めていた各疾患別のリハビリしか行うことができませんでしたが、今回の改正で診療報酬算定単位数の上限を超えたりリハビリテーションが可能になることから、その算定単位上限を超えたりリハビリ治療を行うこともできる規定を定めるものであります。

なお、かかる経費につきましてはすべて個人負担になりますが、使用料の額を診療報酬と同額と定めるものであります。

あわせて、老人保健法の法律名の改正に伴う字句の整理を行うものであります。お手元に配付の議案第39号説明資料、厚岸町病院事業設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。左から、現行、改正案、改正要旨となっており、アンダーラインの引いてある部分が改正部分であります。

改正の内容でございますけれども、第2条第3項第2号中、療養病床23床を42床に改め、同項3号、指定介護療養型病床19床を削るものであります。

次に、第11条第2号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改めるものであります。

資料の裏面をごらんいただきたいと思います。

次に、別表第1条関係でございますけれども、1、使用料、選定療養の区分に新たにリハビリテーション料を加え、料金として、(1)脳血管疾患等リハビリテーション、1単位1,995円、(2)運動器リハビリテーション、1単位1,785円、(3)呼吸器リハビリテーション、1単位1,785円と定めるものであります。

なお、患者の希望があれば、診療報酬上で定めているリハビリ実施日数、1カ月当たり13単位、時間にして4時間20分を超えるリハビリを行うことができるものであります。

議案書の48ページにお戻り願いたいと思います。

附則でございますが、この条例は平成20年4月1日から施行しようとするものであります。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

9番、菊池議員。

●菊池議員 リハビリテーションには運動療法と作業療法とあるわけでございますけれども、(1)脳血管疾患等リハビリテーション、それから(2)運動器リハビリテーション、(3)呼吸器リハビリテーション、この内容についてちょっと教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 脳血管疾患等リハビリテーションにつきましては、脳梗塞、

さらに脳出血、脳外傷、脳腫瘍等が発生して、その急性期の治療が終わりまして、リハビリの必要な方のリハビリを行うこととなります。運動器リハビリテーションにつきましては、骨折、脊髄損傷とか切断だとか、そういう部分のリハビリテーション、さらに、呼吸器には肺炎、肺がん、呼吸困難、じん肺、ぜんそく等々の方のリハビリというのがありまして、そういうことをやる内容になってございます。

●議長（南谷議員） 1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 リハビリの関係について、こういうふうに病院もするんだろうと思うんですね。厚岸町、地元では民間の医療法人がこれを先手打ってやっているわけですが、町立病院としては、これを現在やっているんですけども、こういうふうに診療科目というか、リハビリテーション科としてこういう 3 種目ですか、こういうふうに明らかに出来てきていますが、今の体制でというか、施設的にはあそここの場所を使おうということでしょうけれども、医者というか、そういった医者を含めて体制、いわゆる療法士とか、その療法士の中でもいろいろとあるわけですね。そういった体制を厚岸町としてはこの 3 項目にあってきちっと対応できるのか、あるいは、そのうちの対応できる科目しかやらないという考え方なのか。それは 4 月からこういうふうに条例だけ変えておいて、徐々に体制ができればやっていきたいとか、現状どういうふうになりますよとか。その辺のところ。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） 今のリハビリ技師長につきましては、この 3 つの療法をできる人材であります。3 つともできる人材であります。ただ、これらのことをうたいながら今後リハビリを進めていくわけですが、私ども、人材を確保するという意味で昨年も含めて努力をしてまいりました。この 4 月からは、さらに技師長のほかに 2 名の理学療法士の採用内定を既にしております。ですから、4 月からは 3 名体制の中でこのリハビリというものを動かしていくということで今考えているところでありますので、要するに、診療報酬上うたったからどうなのかというよりも、中身を充実した中で物事を進めていくということでご理解願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第18、議案第40号 厚岸町身体障害者等ホームヘルプサービス事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

- 福祉課長（土肥課長） ただいま上程いただきました議案第40号 厚岸町身体障害者等ホームヘルプサービス事業条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

この条例は、平成12年に導入されました介護保険制度の適用を受けることとなった障害者のうち、制度導入以前からのサービスの提供を受けてきた特に重度の障害者で、それまでに受けていたサービスより低下する場合を想定し、そういった障害者に対し、従来のサービスの内容や量などが一定程度継続されるための補足的な制度として平成12年3月に施行されております。

また、平成14年には、精神障害者に対するホームヘルプサービスが北海道から市町村に移管されたこと、国の難病患者等に対するサービスの事業化も行われ、本条例にこれらの支援も追加し、平成14年3月に全部改正を経て今日まで運用されてきたところであります。

さらには、平成15年度からは支援費制度が開始され、身体障害者、知的障害者及び児童に対するホームヘルプ事業が法定化されています。また、平成18年度には、3障害を合わせ、障害者全体への総合的な支援として、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスへと移行となったところであります。

このように、国における支援体制の公的な制度整備が進んだことで、本条例の対象者となる者の身体障害者及び精神障害者に対するホームヘルプ事業につきましては、現在では障害者自立支援法の法定化事業の利用が定着し、身体障害者と精神障害者の方々への役割も終え、本条例による事業を利用することは今後見込めない状況であるところから、法定化されていない難病患者等のみに対象者を改める主要内容で本条例の一部改正について本案を提出するものでございます。

具体的改正内容の説明をさせていただきます。

お手元に配付の議案第40号説明資料、厚岸町身体障害者等ホームヘルプサービス事業条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

まず、本条例の題名につきまして、条例の適用を受ける対象者を難病患者等に限定することから、題名中の「身体障害者等」を「難病患者等」に改める内容でございます。

次に、第1条の目的であります。同様に、難病患者等に改めることでの身体障害者、精神障害者の文言を整理しております。

次に、第2条の定義の改正であります。同じく、難病患者等のみを対象とすることとし、難病患者等の疾患名の根拠となる通知を、課長通知から「厚生省保健医療局長通

知」に改めることで、たびたびの病名の追加などの改正に適時適切な運用が可能となるよう改正する内容でございます。

次に、第4条の派遣の対象についてであります。対象者を難病患者等に改めることとし、新たにただし書きを加え、介護保険等他の法令の規定による同様のサービスの適用となる方につきましては、これらのサービスと重複で受給者とならないよう、対象者から除外することとし、国の事業運営要綱においても規定されておりますところから、その旨を明確化するものでございます。

なお、本条例の近年の利用実績としましては、平成17年度に精神障害者3名の利用があるのみで、身体障害者、難病患者等につきましては、平成18年度及び平成19年度現時点までの利用実績はございません。

また、今後において障害者が障害者自立支援法によるサービスの対象とならない、例えば程度区分が1に満たない方でも、その状況に応じた生活支援が必要と認められる場合には、厚岸町地域生活支援条例の生活サポート事業において支援の対象となる場合もございます。今回の改正が直接影響を及ぼすことはないものと考えているところでございます。

議案書の50ページをお開きいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第19、議案第41号 厚岸町農業農村活性化施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいま上程をいただきました議案第41号 厚岸町農業農村活性化施設条例の一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。

議案書の51ページをごらんいただきたいと思います。

農業農村活性化施設酪農ふれあい館は、平成9年、農業農村体験や交流、農村地域の活性化、あわせて地域住民の余暇及びコミュニティ活動の振興を図るため建設され、供用開始に合わせ各施設の管理と運営に関する条例を制定してございます。

今回の条例の一部改正につきましては、現行の酪農ふれあい館には葬祭使用に関する規定がないことから、現行条例に葬祭使用できる条文を追加する一部改正を行い、地域要望に応えようとする内容でございます。

尾幌地区農業研修センターが老朽化し、同センターをこのまま利用いただくことは危険であること、また、この施設を改修するには多額の費用を要し、この財源を捻出することが極めて困難であるため、同じ地区内の類似施設であります尾幌酪農ふれあい館に機能移転と集約を図り、今年4月1日をもって尾幌地区農業研修センターを休館することについて、昨年8月から尾幌自治会初め利用団体と協議を重ねてまいりました。その結果、過日開催いたしました地元説明会におきまして、地域の方々のご理解と同意を得るに至りましたので、本条例改正を上程するものでございます。

議案の内容につきましては、別途お手元に配付してございます議案第41号説明資料、厚岸町農業農村活性化施設条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案の新旧対照表であります。第8条の改正は、2項に葬祭を行える規定を加えるものでございます。新しい2項では、葬祭を目的として使用する場合は、前項の規定にかかわらず、2暦日を1回の単位として、別表第5に定める額の使用料を納付しなければならないと規定するものでございます。現行の2項を3項に改めるものでございます。

なお、第8条の改正は、葬祭等の行える規定を加えるものであります。また、別表第5につきましては、葬祭使用料に関する規定でございます。

なお、葬祭使用料の算定に当たりましては、他集会施設と整合性を持たせるために、同様の算出方法により葬祭使用料といたしたところでございます。

議案書の51ページにお戻り願いたいと思います。

附則でありますけれど、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、まことに簡単な説明でありますけれども、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後4時52分休憩

午後4時53分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、10日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、10日に延会いたします。

午後 4 時53分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 0 年 3 月 7 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員